

第9回教育再生懇談会  
議事録

内閣官房教育再生懇談会担当室

## 第 9 回教育再生懇談会議事録

日 時 平成 2 1 年 4 月 1 7 日 ( 金 ) 1 5 : 0 1 ~ 1 8 : 5 7

場 所 総理大臣官邸南会議室

### 議 事 次 第

1 . 開 会

2 . 「スポーツ立国」ニッポン、「教育安心社会」について

3 . 閉 会

安西座長 ただいまから第9回教育再生懇談会を開会させていただきます。

委員の皆様におかれましては、御多忙のところ御出席賜りまして、誠にありがとうございます。

まず、前回御欠席でいらっしやいまして、新たにお加わりいただいております委員の御紹介をさせていただきます。

広井良典委員です。

広井委員 今回メンバーに加わらせていただきました千葉大学の広井と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

安西座長 よろしくお願ひします。

今日は、資料1にございます教育再生懇談会の今後の検討テーマ(案)のうち、「スポーツ立国」ニッポン、「教育安心社会」につきまして6名の委員の方々から御提案をいただき、前半は「スポーツ立国」ニッポン、後半は「教育安心社会」につきまして、委員の方々からの御提案も踏まえた討議をお願いしたいと考えております。長時間の御審議になりますけれども、協力いただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、麻生総理から御挨拶をお願いいたします。

麻生内閣総理大臣 お忙しい中、御出席いただき、誠にありがとうございました。

本日は、「スポーツ立国」ニッポン」と「教育安心社会」をテーマに委員の皆様にお意見をいただくということと致しております。

スポーツは、世界中の人が同じ条件、同じルールで戦うというところで、勝ったり負けたり、公平に行われた結果、国民に感動を与えるもの。朝原さんがお見えですけど、この間のオリンピックの400mリレー見て、感激した人は多かったのではないかな。しかも1人で10秒をきる人がいないような状況の中で、4人足したら3位になったという話は、ちょっと感激しませんか。WBCの野球も正直、あのすぐ後に韓国大統領と首脳会談だったんですけども、会談が終わった時の話題も、WBCの話でした。やはり共通のルールで、共通のスポーツをやっていると、共通の話題にもなりますし、スポーツを国民が誰でも親しめる環境とか、健康増進のためにというのももちろんですけど、生涯スポーツだとかそういうものともまた別に、競技スポーツについても大変重要なテーマだと思っております。

また、「教育安心社会」ということにつきましても、「貧しくても教育だけは」、となっていた部分がいつとはなしに、貧しいと教育が受けられないみたいな話になった。そこには奨学金の話もある、色々あるように思っています。取り組むべき事が色々あるように思っています。

両方とも大変重要なテーマだと我々は考えております。今日御呈示を色々いただくんだと思いますけど、精力的な御審議を頂きますよう、よろしくお願いいたします。

安西座長 よろしくお願ひいたします。

(プレス退室)

安西座長 それでは議題に入らせていただきます。

まず、「スポーツ立国」ニッポンに関連いたしまして、朝原委員、安藤委員、井口委員、前田委員から、また「教育安心社会」に関連いたしまして小川委員、広井委員から御提案をいただきたいと思います。

それでは、まず朝原委員から御提案をお願いいたします。

朝原委員 よろしく願いいたします。

お手元に資料があると思いますが、先ほど麻生総理からもお話がありましたように、私もやはり日本のトップアスリートというのは、国民に夢、元気であったり、希望を与えるものだと思っております。

そこで、国内のスポーツ競技力をさらに向上させて国際大会で活躍できるトップアスリートを育成、輩出するために、やはり国の主導のもと、自治体や学校、企業、スポーツクラブなどが連携して国を挙げてスポーツ振興に当たるというのが私の1つ目の提案でございます。今は各学校、自治体、スポーツクラブ、企業などでばらばらに強化策がとられていると思いますので、もう少し国の主導でそれが統括できれば、もっと効率よくスポーツ振興ができるのではないかと思うのが1つ目です。

2つ目は、スポーツ振興に向けて現状に即した法整備を進めてスポーツ行政を一元的に推進するために国主導の専門機関、最近、よく議論されていますスポーツ省の設置などを視野に、体制の充実と強化を図っていただきたいというのが2つ目の提案です。

背景・理由ということで、先ほどお話ししましたようにスポーツは健康にも良いものです。そして、ここには友好と書いてありますが、私自身もスポーツ留学でドイツに行ったこともあって、国際交流にも非常に貢献できるのではないかと考えております。スポーツは国民生活にさまざまな効用を有するとともに、国家の活力、国民の元気を生み出す源だと思っております。

オリンピックをはじめ、国際大会で活躍できるトップアスリートを育成するというのももちろんその意義は極めて大きいと思うんですが、私が考えるのは、トップアスリートを育成すると同時に、その人間を育成することです。ただ単にスポーツをやっていればそれでいいのかというのではなくて、やはりスポーツの競技力を上げるとともに、人間力といいますか、人間を育成するという観点からも強化していくのが正しいのではないかと考えております。

私は、中学はハンドボールをやっていましたが、高校から陸上を始め、大学で強化され、その後も運よく企業でずっとサポートしていただいて、強くなってからは国の支援も受けられるようになりました。しかし、そういう選手というのは非常にまれな例です。そこに至るまでの選手のサポート体制をもう少し強化していただけたらうれしいと思います。ナショナルトレセンも、今はかなりレベルが高くなってから使用できるという形になっていますので、もう少しそうなるまでの指導体制というのが必要なのではないかと考えております。

アスリートの身分保障や引退後のセカンドキャリアの問題も非常に大きくて、安心してトップを目指せる環境が整っていません。やはりスポーツ一本でやっていきますと、途中

で折れたり、なかなか強くなれなかつたりしてしまうと何が残るんだというふうなことになる、社会に出たときに困ってしまう。回りを見渡すと同じ年齢の人は普通に社会に出て働いているという状態です。どうしてもスタートが遅れてしまうということで、やはり一番初めに申し上げたように、スポーツの競技力も上げながら、社会で対応できる人間性というのをも同時に学べる機会がもっとあればいいのではないかと考えております。

それと、そういうトップアスリートが援助されるのが前提で進んでいくのも余りよくありません。選手自身も選手が終わってからの自分の社会での生活を考えます。競技しているときというのは周りが見えなくて競技に集中しているものですから、なかなか考えられないんですが、そういう機会を与えてあげる仕組みができれば選手生活終わってからのセカンドキャリアも非常に充実したものになるのではないかと考えております。

あとは、スポーツ振興法などの見直しも行き、スポーツ関連行政の統一化、効率化を図るために国主導のスポーツ省などの設置を検討していただいて、セーフティネットやスポーツ選手の身分保障といったことを考えられるあらゆる機関、例えば競技団体、企業、地域社会など、それぞれがばらばらにやるのではなくて、もっとネットワークを広げ、連携して国全体でスポーツ振興が行えるような体制になれば、トップアスリートが伸び伸びとトップを目指していける環境になるのではないかと思います。

安西座長 ありがとうございます。

御質問、御意見はございますでしょうか。

麻生内閣総理大臣 スポーツ振興法を東京オリンピックの時に作りました。スポーツ庁というのも一つの考え方だと思っています。スポーツに関しては、役所がいろいろまたがっているんで、パラリンピックや勤労者スポーツが入ってくると厚生労働省だとか、色々なものが全部絡んでいるものですから、そういったことをうまく整理するというのも一つの考え方だと思っています。

もう一つ、セカンドキャリアの話ですが、これは何がいいのかわかりません。お医者さんなんかでもスポーツ医学という言葉があるけれども、普通の医者は捻挫したら、しばらくじっとして1週間、最初の3日間冷やして4日目から暖めると言うんですが、選手にしてみれば明日試合があり、明後日動かなくても、明日動けばいいんだと言う。こうした状況で、どういう医学があるんでしょうか。また、例えば、甲子園の決勝だと言われたら、とり急ぎ麻酔打って、明日だけ動いてくれれば、ということになります。そこらのところ、全然価値観が違います。

そういった事を含めて、セカンドキャリアの中で何が向いてるんでしょうか。カイロプラクティックだとか、マッサージとかトレーナーとか、コーチとか色々あるんですけど、こういったものについて辞めた後のセカンドキャリア用の養成コースみたいなものを作るべきかと思っておられるんですか。

朝原委員 できればずっと自分が培ってきた経験を生かせるものが一番いいのですが、スポーツをやってきてトップアスリートを目指す道のりの中に、いろいろ社会で生かせる

ものがあると思います。では、どういう能力がトップアスリートはすぐれていて、社会でどのように使えるのかというのは出せないんですけれども、それを見出せていけるようなことができれば非常にいいのではないかと思います。

若月委員 朝原委員から御提案をいただいた件につきましては、スポーツの振興、あるいはトップアスリートを養成するというのは大変大事なことだし、先ほど総理も御挨拶の中でおっしゃっていたスポーツは国民に感動を与えるということは全くそのとおりだと思います。

ただ、「スポーツ」立国ニッポンを議論していく際には、例えば今おっしゃったトップアスリートをどう育てるか、そしてその人たちのセカンドキャリアをどのように保障していくかという視点とともに、スポーツの振興やスポーツ人口のすそ野を広げるなどの視点も同時に必要であります。そういったことをきちんと整理して考えていく必要があるという感想を持ちました。

現状を見ますと、一般的に日本ではすそ野を広げてスポーツの選手を育て、見出すのは学校です。特に学校の部活です。学校教育、部活がスポーツ人口やスポーツ選手を輩出したり支えたりする大事な土壌になっています。こういうことを考えたときに、例えば、学校教育を預かる人間から見ますと、現在、部活で指導者が不足しているため非常に困っています。指導者がいないために部活がつぶれてしまっています。

したがって、例えば教員と同じように、部活、特に中学校における部活動の指導者を資格化・制度化して、そこに子供たちに早い段階からかかわっていただくような制度も考えられる気がします。

朝原委員 まさしくその通りだと思います。ただ、実際の陸上競技に関して言いますと、セカンドキャリアにおける仕事は教員が多くなっています。部活動の指導者の数を増やすというのも大事だと思います。しかし、私の意見としては、教員になれる方もたくさんいていいと思うのですが、それ以外の道も考えていかないと、スポーツ選手が社会に出て活躍する場はどんどん減っていくのではないかと思います。

僕は企業スポーツの中でスポーツをやっています、やはり企業がトップアスリートを必要としないとなかなかサポートしようという気にならないと思うので、企業にも役立つ人材であるとともにスポーツマンであるという状態が、私はこれから必要になってくると思います。

木場委員 夫がプロ野球選手だったのですが、トップアスリートになったとしても、引退後のその競技にかかわる仕事と言いますと、指導者、球団職員もしくは解説者です。しかし、一握りの人しか野球の世界には残れず、他の方々は、やむなくあまり望んでいない職業についているという現状もあります。

話をもとに戻しますけれども、すそ野を広げるというさきほどの部活の話については、前回私も発表しましたが、セカンドキャリアで指導者がいるのに生かしきれないという現状がございます。若月委員の意見に私も賛成でして、これをマッチングさせる必要が

あります。ちなみに、今年の4月から東京都の公立中学校で指導者がいなくて200ぐらいの部活が休停止しているということを聞きました。

高校野球は非常に厳しい制限がありますが、中学に関しては教員免許を持っていないくても部活の指導ができることになっています。例えば地元で調べたのですが、年間での回数の制限はありますが、時給2,000円で2時間、といった参加の仕方もあります。野球を例にお話ししましたが、どの分野でも、トップアスリートのセカンドキャリアの中に、学校教育というステージを与えることは非常に有効なように感じております。

安西座長 ありがとうございます。

田村委員、どうぞ。

田村委員 ありがとうございます。

自分の学校から何人かオリンピック選手を輩出しております。最近では、中村美里が銅メダルを北京で取らせていただきました。その前ですと、闘莉王というのも私の学校で育てた選手です。彼はオリンピックも出ました。それからもう1人は、井上怜奈です。彼女は高校時代にリレハンメルオリンピックに出場したアイススケート・フィギュアの選手です。彼女は、アメリカに帰化し、アメリカの代表でイタリアのオリンピックに出ました。

少し視点が違うんですけども、このことから申し上げたいことがあります。つまり、トップアスリートを考えて場合、国籍の問題や人材の交流をどう考えるかが問題になってくる。ヨーロッパなどでは、オリンピックに出てくる短距離の選手は、海外から補強することが多い。そういったところは、かなり思い切って海外の国はやっているんだなという感じがします。日本の場合は地理的に遠いからなかなかそういう意識が生まれてこないのですが、どう考えたらいいか。これは将来的には大きなテーマになると思います。朝原さんの御意見も是非お伺いしたいと思っております。

朝原委員 強化の仕方でも、ただ単にメダルが取ればいい、強ければいいというものでもないと思います。だから、駅伝にしても、海外のサッカーチームを見ても、やはり色々な国から補強をすることが多いと思いますが、わざわざそうしなくてもいいようにスポーツ選手の強化の在り方を考えていかなければなりません。

安西座長 ありがとうございます。

それでは安藤委員をお願いいたします。

安藤委員 私からは、1人で人生を歩いていく上で必要な力「自活力」を支えている基礎的な部分としての自然体験活動について話をさせていただきます。

私はこの不況を生き抜いていくためには「自活力」が一番重要だと考えておまして、子供の頃から自然体験の中で養っていく必要があるといえます。これだけの高度文明社会の中で全てが満ち足りている中、不便になったらどうするのか、もともとなかったと考えれば、今の生活というのは大変贅沢だと気が付きます。自然の中で何も無い生活を経験するのは大変重要だと思います。

私どもの会社でも米と竹とのこぎりとナイフだけで無人島に2泊するという無人島研

修を実施しております。このような中で生活すると、社員は「仕事させてくれ」と言います。ともかく食べるものがないというのは、寝ても起きても考えることは明日何を食べるかと、これしかないのです。そういう経験をすると、今あることはありがたいことだということで、感謝の気持ちも生まれます。今の高度文明社会というのはあって当たり前ではなくして、なくなることもあるということを実感することは大変重要だと思います。

次に、最近、よく公園を見ているのですが、公園のジャングルジムが一番上で女の子がテレビゲームをやっていました。もうずっとそれに熱中していました。私は、小学生の子供たちが今テレビゲーム等々に熱中しているのはどうかと、大変疑問を抱いています。この公園に、スポーツをする子供が来ることがありまして、彼らは大変生き生きとしてやっぱり目が違います。テレビゲームが全ていけないというわけにはいきませんが、これをやり過ぎると小学生の、特に1年生から3年生の低学年に対しては良くないと私は思います。

また、小学生のけんかの中で、昔はけんかをして、殴って泣いたら終わりでしたが、今はめった打ちにしています。叩いて、叩いて、もう相手が再起できないぐらいまで叩いてしまうというような状態を見まして、これはなぜこうなっているのかと考えますと、これはやはり、テレビゲームの格闘技の中では、相手が完全に死んでしまうまで戦わないといけないというのが影響しているのではないかと考えております。

そこで、食育、スポーツ活動、科学する心、芸術というのが自然体験の中で育まれるということで、この自然体験を小学校1年生から3年生の低学年の生徒に集中的に、特に夏休み1週間程度体験学習を必修化してもらいたいと思っています。

現在、小学校5年生120万人全員の方にこの教育プログラムはできています。まだ指導者が少ないということもありますが、私は5年生ではちょっと遅いという感じがします。やはり高学年になると進学の為の勉強もしてもらわなければいけません。なぜ、指導者の育成が重要かといいますと、現在の両親は自然体験をしていませんから、両親が子供を自然体験に連れていきましても、森へ行ってレストランがないかと探したりします。やはり自然体験というのは指導者の育成から始めなければなりません。

この指導者育成につきましては、大学、短大の教員養成カリキュラムの中に、必修科目として費用は自己負担とし、2泊3日程度の研修にて単位を2単位与えるというものを導入して欲しいと思っています。新規の教員になる方が2万8,000人いると聞いておりますので、この方にカリキュラムを受講してもらおうということでございます。さらに年間4万人くらい教員免許の更新講習を受ける方がいますので、その際に自然体験の科目を受けていただいて指導者になっていただきたい。これはあくまで補助の指導者ということになるかと思いますが、全体指導者が2万人、補助の指導者を8万人つくりたいという計画でございまして、その中で小学校教員の指導者講習を必修化していただきたいと思っています。

次に、この自然体験活動は、産業としてこれからの不況を乗り切る一つのいいきっかけになるのではないかと私は思います。グリーン・ニューディール政策をオバマ大統領が実



施されております。自然体験、野外活動、アウトドアスポーツマーケット、このあたりを集中的にやっていただきたい。

さらに、食育推進の問題があります。資料の1番目に「食の原点」と記載していませんのは、小学校の低学年のときに自然体験の中で合わせて食育を体験してもらうのが一番いいと思っています。そうすることにより食べ物のありがたさや作る人への感謝の気持ちも持つようになります。2番目の「食の知識」についてですが、企業もいろいろと出前授業、食育授業副読本の提供や工場見学を実施している上に、制度も整えているので利用していただきたいと思います。3番目の「食と健康」についてですが、厚生労働省で医療費予算を30兆円程度持っていますが、やはり健康で長生きして長寿をまっとうするのが一番良いです。食育を通じて個人個人が健康に生きて国に負担をかけないという意識を持つことが重要です。最後に消費者庁の問題があります。私はまず食育があって消費者庁があるのではないかという気がいたします。食資源を無駄に廃棄しないという「もったいない精神」を消費者庁で啓蒙していただきたい。

安西座長 木場委員、お願いします。

木場委員 食育について、どうしても給食のことを申し上げたいと思っておりました。日本は食料の6割を外国からの輸入に頼っておりますけれども、実際にはそのうちの3分の1の1,900万トンが捨てられています。このうち家庭においては、1人年間84キロの廃棄をしている計算になるそうです。

そんな中、給食の場面での食べ残しについて考えますと、配膳などを除いた、実際に子供たちが給食を食べている時間は平均10分ぐらいしかないということでございます。都立の中学校で、5分プラスして15分にしたところ、残してた量が4分の1、つまり25%だったのが1日に21%まで減ったそうです。

つまり、子供たちは食べたくないのではなく、時間切れにより残飯が出てしまうという現状が給食の場面であるように見受けられます。どうか食べる時間の確保をお考えいただきたいと思います。

安西座長 ありがとうございます。

それでは、井口委員にお願いいたします。

井口委員 日本のスポーツを企業がかなりの面で支えているのはご存じのとおりでございます。しかし、限界と課題があることも事実でございます。資料4にまとめさせていただいておりますけれども、必ずしも多くの企業が企業スポーツに取り組んでいないということと、企業のスポーツに対する取り組みが企業の業績に大きく左右されること、この2つが企業にとっての課題であり、限界であると思います。

そこで、これから大きく3つの提案をさせていただきます。この3つの内容によって、多くの企業が継続的に企業スポーツに取り組むことができるようになることを願うわけでございます。

1つ目は、税制面からの企業に対するインセンティブでございます。企業スポーツを行

うには施設や設備が重要でございますが、これには相当のお金をかけているわけございまして、その固定資産税を減じる、あるいは免ずる等の措置をお願いしたいということでございます。

また、企業のスポーツに対して一般の方が寄附をすることがございます。この寄附金につきまして、寄附をした人の所得控除もしくは税額控除を設けていただき、加えて、受け取った企業の方も、それは所得から除けるようにしていただきたいということでございます。

2つ目は、企業に属するスポーツ選手に対する支援策について、企業の側から申し上げます。具体的には、企業スポーツを行う選手を支援するためのセーフティネット組織を官民共同でつくることを提案させていただきます。

このセーフティネット組織が何を行うかといいますと、1つはさまざまな理由で廃部となるスポーツの部がありますが、企業の部が廃部されたことによって、その企業から離れてしまった選手が現役の続行を希望する場合には、このセーフティネットの組織の一員として競技会に参加できるようにします。

それから、企業に属して選手生活を続けたい人に対しては、受け入れの企業との仲介やあっせん、あるいは企業との交渉の支援を行うということでございます。当然、この組織に属する選手に対してはトレーニングの設備を提供いたします。また、現役を引退する選手に対しては、就職のあっせんなどをする。セカンドキャリアとして何か資格を持ちたいという選手に対しては、その資格の取り方等についての指導を行います。

最後になりますが、セカンドキャリアに対する相談をこの組織は行うことを考えております。20ページに当社の選手のセカンドキャリアについての不安を整理しております。

さらに、先ほど部活の話がございましたけれども、この組織から地域のスポーツ、あるいは子供のスポーツ活動に対して指導者の派遣を行ってはどうか。これを行うためには、指導者を望む組織と提供する指導者とのネットワークが必要でございますので、この組織の中にそのネットワークをつくるということでございます。また、地域スポーツ、子供のスポーツ活動に協力する企業に対しては、一定の助成金を出していただきたいと思っております。

3つ目でございますけれども、今申し上げましたようなインセンティブ、助成その他を行うのは、どの企業のどのスポーツに対してでもいいというわけにはいかないと思っております。したがって、どのような企業のどのようなスポーツに対して助成もしくはインセンティブを与えるかという基準をまず設け、その基準に合うか合わないかを審査し、決定する組織も用意していただく。そのことによって、申し上げましたインセンティブ並びにセーフティネットの組織をつくるということに対するインフラとしての準備を行うということでございます。

以上です。

安西座長 ありがとうございます。

前田委員、どうぞ。

前田委員 それでは、私は市町村の取り組み等について御提案といいますが、私の取り組みの状況から、思い悩んでいることについて報告をさせていただきたいと思います。

まず、まちづくりの基本は人づくりであります。総理がいつもおっしゃいますように、資源のない国では人材こそが資源であり、国づくりは人づくりでございます。私たちもそのような思いの中で、教育行政をつかさどる立場からしますと、三つ子の魂は百までと昔の人が言われますように、幼児期における幼稚園や保育所などの教育をしっかりやることが重要であると考えています。親の鏡は子供であるし、子供の鏡は親であると言われていきますように、健全な家庭には健全な子供が育っているということでございます。

イギリスのサッチャー元首相が言われた言葉に非常に感銘深いものがあります。人材は家庭にありという言葉でございます。この言葉を考えますときに、現在は男女共働きが非常に多いわけございまして、子供に本当に深い愛情を持って接する時間が確保されているのかということがあります。

その中で私たちが常に考えておりますのは、子供と触れ合う時間が非常に短い状況でございます。今申し上げましたとおり夫婦共働きであり、核家族化が進行していることでもございますが、親と子がもっとしっかり向き合える、そして子とともに成長していく家庭教育の在り方というものをしっかり展開していかなければならないのです。そこに私たちは視点を置いて取り組んでおります。

現在、公立保育所を運営させていただいておるわけですが、親としての責任を果たしていくという面で、毎月1回は親の子育て学習会を実施しております。また、経済的負担をできるだけ軽減することによって、子供と向き合う時間を多くとってほしいという思いの中で、保育料等の第2子以降の無償化を行っております。厳しい財政状況ではございますけれども、選択と集中ということでそのような対応もしているわけでありまして。

それからもう一つは、保育士は、ある面では親以上に責任を担っております。私たちは保育士たちの資質を高めるため、積極的に研修等々についての予算を計上し、研修の展開を推進しておるわけでございます。

それと同時に、先ほどからも自然体験ということがよく言われておるわけでありまして、私たちは保育方針の中で自然体験を多く取り入れております。心豊かな子供を育てるということをしっかりやっいていこうということで、家庭教育のもとで真の愛情をしっかり注ぎ、しつけを重んじながら保育教育と社会教育、そして健全な家庭づくりを促進することが最も大事だと思ひ、今そのようなことに取り組んでいるところでございます。

このような取り組み等をさらにフォローアップしていただけるとありがたいと思っております。保育所としてのサービスが展開されていくことはいいことですが、わずかな時間しか子供と向き合う時間がない方もいらっしゃいます。私は、親と子はしっかり向き合う時間をとる必要があると思っております。

次に、地域スポーツとまちづくりについて述べさせていただきますが、私たちの町は憲章の中に、「青少年に誇りと希望をいだかせるまちづくり」ということをうたっている

わけでございます。これを具現化していくために国の予算等もいただきまして、グレードの高い専門性のもとに一流の施設を整備いたしまして、一流の人材を招き、一流の人材を育てるスポーツ交流の里づくりというものを展開させていただいております。

幸いそのような中で、全日本柔道選手権で優勝し、世界選手権に今回出場が決まっている選手も出てきておるわけでございます。スポーツ交流の里づくりの中で、世界のスポーツ界で活躍される数多くの選手の合宿等の誘致を図っており、そのような選手を子供たちが目の当たりにしますと、自分の町を自慢し、また誇りに思って夢と希望を抱くようになっていきます。

さらに、陸上競技場とサッカー場をはじめ、いろいろな面で国の予算をいただきまして、アリーナ面積が4,800平米の屋内体育館をつくらせていただきました。地域活性化・生活対策臨時交付金を活用し、柔道大会も開催できるように600畳の畳も整備しました。帰ったらすぐ中学生大会を開催する予定でございます。スポーツを通じて人格識見が培われたり、人間性が豊かになるという面で、私たちはスポーツ文化を通して青少年の健全育成につなげていきたいと思っております。

最後に、この少子化時代において次世代を担う人材を生み育てていくことは社会全体の役割と責任であると思っております。子供を生み育てて教育を受けさせるためには、多くの経済的負担が発生いたします。特にデータにもありますように、我が国では幼児教育、高等教育では個人、つまり私費の負担が高い状況にあります。現状の中には、子供を生み育てていくことは経済面で厳しい状況でありますから、社会全体で子育てを支援する制度を創設すべきではないでしょうか。

高齢者の方々については、介護保険制度で老後の不安を軽減いただいておりますが、次世代を担う子供たちを安心して生み育てるために、あらゆる子育て支援対策をある程度集約し、介護保険制度のような子育て支援教育制度といったものを制度としてつくってはどうか。それは介護保険に勝るとも劣らないような意義があると私は思っております。国民的なコンセンサスも十分得られることは可能だと考えておりますので、御検討いただけるとありがたいと思います。

長くなって恐縮ですが、以上申し上げまして、あとは資料をお目通しいただけるとありがたいと思います。

安西座長 ありがとうございます。

それでは、小川委員をお願いします。

小川委員 資料6に基づいて、私からは、教育費負担問題と教育支援制度の在り方についてお話しします。ポイントだけをページをめくりながら説明させていただきます。

2ページをご覧ください。これはある外資系の保険会社が行った出産から大学卒業までの子育ての経費の試算です。食事などの基本的養育費が1,600万円以上、それに全部国立・公立学校という最も節約コースでも教育費が1,345万円、合計3,000万円ぐらいかかります。私立学校の医学部コースであれば総額6,000万円を超える金額になっています。

大卒で大手企業勤務者の勤労者の平均生涯所得が約3億円とされています。そこから税や社会保険、住宅購入の必要経費などを除く自由に使える可処分所得は、大体7,000万円から1億円前後と試算されていますので、シングルインカムの家計ではその節約コースですら1人3,000万円かかるという子育ては相当に重い負担です。高卒で中小企業勤務の平均生涯所得というのは約2億円という試算もありますので、そういう家計では大学進学自体もままならない状況だというのが、この数字から見てきます。

3ページをご覧ください。これも国の調査ですけれども、夫婦に理想とする子供の数を持たない理由を尋ねたところ、子育てや教育にお金がかかり過ぎるからというのが圧倒的に第1位で、なおかつ妻の年齢が若いほどその回答率が高くなっていることがわかります。子育て世代への教育費負担の軽減が重要な政策課題であることは、これらの数字からも了解されますけれども、今日特に経済困窮家庭における教育費負担は深刻になっています。

5ページをご覧ください。経済困窮家庭に対する教育支援では、生活保護の教育扶助の制度と、もう一つは就学援助という2つがあります。その問題をまず見ていきたいと思えます。

まず1つは、教育扶助というのは扶助額や支給対象の費目が限定されていることから、一般家庭でも教育費に苦慮している今日、生活保護家庭で教育費を捻出するということはさらに難しくなっておりますので、教育扶助の充実が必要になっております。

ただ、今日生活保護の支給資格として、健康上の理由等で稼働能力が無いことが重視される中で、健康で働ける子育て世代が生活保護を受給するということは非常に難しくなっております。この5ページ真ん中の表にもあるとおり、子供のいる世帯の中で最も貧困率の高い母子家庭ですら生活保護受給率はわずか9.6%にすぎません。子育て世代の経済困窮家庭にとっては、生活保護の受給が非常に厳しく制限され、またそれにかわる児童扶養手当もそれに準じて厳しい支給制約と給付額であることから、特に高校生を抱える経済困窮家庭に対しては、義務教育のような就学援助制度も無いというようなこともありますので、生活保護世帯よりも緩やかな所得基準により受給できる、高校版・就学援助というような制度が今日必要になっているのではないかなというふうに考えます。

2つ目は、就学援助制度の問題について6ページの下の方の図表をご覧ください。今の義務教育レベルの就学援助において一番大きな問題は、2005年度に国の就学援助補助金から準要保護が除外されたことで、準要保護への就学援助が全額市区町村負担になりまして、財政事情の厳しい市区町村の多くでは就学援助の事業が縮小されたり、また市区町村間の格差が今大きくなっていることをごさいます。

この6ページから7ページは、東大の私の研究室が行った全国自治体調査の結果の一部を示していますが、就学援助の支給基準を厳しくした自治体にその理由を聞いた結果、歳出削減や準要保護分の国庫補助金が廃止されたなどが大きな理由となっています。

また、7ページの下の方ですけれども、就学援助の財源措置について尋ねた回答では、今の制度でよいとするのはわずか5.8%にすぎず、やはり就学援助というのは国の義務教

育の機会均等を保障する制度であるから、全額国庫負担すべきである、ないしは現行制度でも何らかの財源担保が必要であるとか、また2004年度以前の国庫補助金制度に復活すべきだというような回答が非常に高くなっております。

最後に、8ページの(2)をご覧ください。OECDのPIISA調査などの国際学力調査結果において、学力の上位層と下位層の格差が拡大して、日本でも学力下位層が増大していること、またその親の学歴・職業と学力の相関が一貫して強まっていることが認められています。

また、近年の文部科学省の全国学力調査結果においても、学力テストの得点と就学援助受給率の相関が認められています。しかしもう一方では、就学援助受給率の高い学校でも少人数指導などの丁寧な学習指導を行っている学校では学力の向上や学習意欲が高いなどの相関も見られます。

そうした調査を踏まえれば、学校教育の中で学力底辺層、下位層の子供に対する学習指導が極めて重要な課題と認識されますが、近年教員の多忙化とか新教育課程において授業時数が非常に増えているという事情等で、そうした取り組みが非常に難しくなっているのも事実でございます。

9ページの上にある全国の小学校長の調査でも、やはり新教育課程の実施には人的措置が不可欠であるというような回答が圧倒的になっております。

近年の経済状況と財政の悪化に起因する教育格差の是正と教育の機会均等の回復を図るためには、子供の学習教育の保障に直結する教育費の財源というものを地方の財政とか経済状況に依存する一般財源ではなくて、国の直接的な負担により優先的な財源として確保していくことが不可欠です。是非、今次の補正予算、緊急課題の取り組みを一過性に終わらせずに、義務教育の就学援助制度の充実ないしは高校版の就学援助の整備等を国の負担、責任によって措置していただきたいと思っております。

安西座長 ありがとうございます。

それでは、最後に広井委員お願いします。

広井委員 資料7をご覧ください。私は教育そのものが専門というよりは、社会保障や公共政策を専門にしておりますので、やや違った角度から教育をめぐる課題について簡潔にお話しさせていただきます。

1ページをご覧ください。そこに社会保障の規模の国際比較のようなものがございしますが、日本の特徴は大きく2つございます。これはいろいろな形で議論がございすけれども、1つはヨーロッパ諸国に比べてアメリカと並んで社会保障が低いというのがございす。それから、もう一つの特徴としまして、高齢者関係の比重が非常に大きいという点がございす。

これ自体は決して悪いことではないわけですが、高齢者関係は社会保障全体の約7割を占めておまして、子供とか家族関係といったものは3.4%ということで低いということがございす。

全体として社会保障がこれまで低くて済んだ背景としましては、一つは終身雇用や正規雇用、会社が非常にしっかりしていたこと、それから家族というものも非常にがっちりしていたということがございますし、公共事業等が一定の生活保障的な機能を果たしていたというふうな面もございます。

2ページに進ませていただきまして、それが近年、いろんな形で揺らいできているというのが実情で、これはまたいろいろな形で議論がございますけれども、いわゆる格差を示すジニ係数と言われる指標がじりじりと上昇してきております。それから2ページの上のほうのグラフは最近のOECDの報告書のもので、これは横軸が高齢者以外の社会保障の規模で、右のほうが大きくて左のほうが小さい。それから縦軸は相対的貧困率と呼ばれる所得の中位の半分以下の人がどれくらいいるかという割合で、矢印をしておりますけれども、JPNという日本がかなり左上のほうに位置していて、このあたりやや雲行きが怪しくなっているのではないかということがあろうかと思えます。

ここから教育につながってくる話になりますけれども、いわば「人生前半の社会保障」とでもいうような、そういう視点が重要ではないかということでございます。

これまでは、社会保障というと大体高齢者が中心で、医療、年金、高齢者医療、介護が中心になってきたわけですが、それはなぜそうだったかといいますと、やはり生活上のリスクがほぼ高齢期に集中していたということがあったと思います。ところが現在は、2ページの下グラフは失業率のグラフでございますけれども、若年者の失業率のほうが高齢者よりも高いというような傾向がより強くなってきておまして、リスクが人生の全体に及ぶようになってきているという状況がございます。

それから3ページに進ませていただきますけれども、上のグラフは貧困率の年齢別推移ということで、1987年と2002年を比較したものでございますけれども、ご覧いただければ示されておりますように、19歳から24歳あたりの相対的貧困率がかなり上昇しているという状況がございます。

また、人生の最初に共通のスタートラインに立てるという意味でも、人生前半の社会保障ということが重要になってこようかと思えます。

ところが、実際は3ページの下グラフに示されておりますように、人生前半の社会保障という点で国際比較をしますと、先ほどの社会保障全体以上に日本がかなり低いというのが示されておまして、このあたり単に増やせばいいということではないにしても、いろいろと考えていくべき重要な課題ではないかと思っております。

また、教育というのが実は最大の社会保障、生活保障という視点から、生活保障としての教育という意味合いが強くなっているのではないかと思えます。

4ページの上は、既にこの懇談会でも議論になってきている点かと思えますけれども、教育費の対GDP比で先進国中最低になっているというようなものでございます。

最後に今後の方向としまして、教育を含む人生前半の社会保障の強化、特に就学前の時期と高等教育期の政策支援というものの重要性が高まっていると思えますし、これらの強

化は機会の平等という点のみならず、経済活力や国際競争力という点から見ても非常に意義が大きいのではないかと思います。ちなみに5ページはそのあたりを模式化したものでございます。

最後に、別紙ということで横長の資料をつけさせていただいておりますけれども、これは私のほうで文部科学省の御協力も得て暫定的にまとめたもので、人生のライフサイクルの中で、上のほうが給付で下のほうが負担ということで社会保障と教育を見たものでございます。全体を見て、大体傾向としてやはり高齢期に給付が非常に厚くて、このこと自体は大変よいことであろうかと思っておりますけれども、この若い時の給付に対して負担がかなりの大きさを占めていて、人生の初めの段階の公的支援というものが不足しがちになっている。このあたりを強化していくというのが全体的な課題と言えるのではないかと考えております。

安西座長 ありがとうございます。

麻生内閣総理大臣 前田さん、1つだけ。宿泊施設はどうしているの。

前田委員 宿泊施設は用意しております。それに見合うだけのものが民間と公的なもので二つあります。

麻生内閣総理大臣 東京オリンピックの時には選手の宿泊するベッドのサイズが小さくて大柄な選手には不便だったという問題があった。宿泊施設などの環境整備も結構大きな問題。

前田委員 今回、国費をいただいて、また増築するようにいたしております。

麻生内閣総理大臣 そのところは是非考えてもらいたい。

前田委員 わかりました。ありがとうございます。

麻生内閣総理大臣 また、スポーツについては、学校体育と地域のクラブでの活動をどう組み合わせるか真剣に考えないといけない。制度そのものから考えないといけないのかと思っているが、いずれスポーツ庁の話も含めて検討します。

ありがとうございます。

(麻生内閣総理大臣退室)

安西座長 それでは、討議に入らせていただければと思います。質問時間もなしで大変申しわけありませんでした。なかなか盛りだくさんで恐縮でございます。

それでは、「スポーツ立国」ニッポンにつきまして、事務局から資料の説明をお願いします。

吉田室長 資料10と資料11をご覧くださいと思います。

資料の10のほうは、これまでスポーツ、自然体験、食育に関連いたしまして教育再生会議、あるいはこの懇談会でいただきました提言と提言のフォローアップをさせていただいたものでございます。左側のほうにこれまでの提言の柱を書かせていただいております。真ん中に、提言を実現するための法令ですとか予算ですとか、そういった事柄を記載させていただいております。右側にその実施状況を整理させていただいております。



この関連では、まず運動・食育・生活習慣が一体となった体力向上とスポーツ振興という大きな柱の中で、体力の向上について幾つか御指摘をさせていただいております。また、その箱の中には教育振興基本計画での関連する記述も紹介をさせていただいております。

真ん中のほうをご覧くださいますと、この関連では学習指導要領の改訂というのがございます。また、これは文科省の関連予算でございますけれども、子供の体力向上の推進ということで、全国体力・運動能力テストですとか、あるいはトップアスリートの派遣事業ですとか、緑のグラウンド、あるいは地域スポーツ人材の活用実践支援事業ですとか、そういったことが予算化されております。また、中学校における武道の必修化の関連での整備等の予算もあります。また、一番下のほうは、総合型地域スポーツクラブの育成推進といった事業もございます。

この実施状況がどうなっているかということでございますけれども、右側のほうでございますが、小・中・高校の学習指導要領の実施時期はそこに記載しております。それから、体力・運動能力テストの関係につきましては、7割程度の小・中学校が参加をいたしましたけれども、ほとんどの種目で50%以上の児童が昭和60年度の平均値を下回っているというようなことがございます。

それから、総合型地域スポーツクラブの育成状況でございますが、これはまだ1,046市町村に2,768クラブということでございまして、現在のところ57.8%ということでございます。平成22年に100%ということを目指しておりますけれども、現状としてはこういう状況だということでございます。

それからその下の学校給食・食育の関連でもこれまで御指摘をいただいておりますけれども、この関連では学校保健法等の一部改正ということで学校給食法の改正がございまして、そこで食育の充実が図られております。また、幼稚園教育要領あるいは保育所保育指針、さらに小・中・高の学習指導要領の中でも食育が位置づけられているところでございます。

右側のほうをご覧くださいますと、学習指導要領等の実施に加えまして、栄養教諭の配置ですとか、あるいは様々な手引の作成等々が進んでいるというところでございます。

それから、その箱の一番下のほうには、スポーツ庁の創設などを含みます国のスポーツ振興策の在り方の検討ということが教育再生会議の第3次提言で盛り込まれておりましたけれども、この関係につきましては、その後、特に具体的な動きはないということでございます。

それから、その下に自然体験活動の関係でございますが、これにつきましても小学校で1週間の自然体験を実施できるようにするという提言がございました。これは教育振興基本計画の中にも反映されております。自然体験活動につきましては、その学習指導要領の中にも位置づけがございまして、子ども農山漁村交流プロジェクトですとか、あるいは青少年体験活動総合プランといったものが組み込まれております。

右側のほう、実施状況をご覧くださいますと学習指導要領等もございますけれども、

それぞれのプロジェクトが進んでおりますが、下から3つ目の丸をご覧くださいますと、指導者養成事業実施状況ということで実績156回と書かれております。指導者数につきましては、CONEという団体で登録されている指導者数が2万人程度でございます。このあたりは先ほど安藤委員の御指摘のあったような状況でございます。

それから、資料11をご覧ください。議論の御参考までに作成したものでございます。まず、国民のスポーツ実施率でございます。平成18年の国民の週1回以上スポーツを行う者の割合が44.4%ということでございますけれども、目標としては50%を目指しており、まだ目標には達していないという状況でございます。

2ページは、それを年齢階層別に見たものでございますけれども、特に20歳代の女性が30%、30代の男性が26.4%と少ない割合になっております。一方、60代の男女と70代の男性では50%を超えているという状況が見てとれます。

それから3ページは、先ほども少し紹介させていただきましたが、総合型地域スポーツクラブの育成でございますけれども、このクラブの理念ということでございますが、これは地域住民が支えるものでありまして、多種目、多世代、多志向といった住民のニーズに応えるような制度設計を目指しているわけでございます。その上の箱にありますように、育成率は57.8%となっており、目標としては2010年までに100%にするということでございます。

それから、4ページは体力テストの結果でございます。昭和60年が近年の中では最も高い割合を示した年でございまして、昭和60年と平成20年を比較していただきますと、ソフトボール投げと50メートル走のいずれについても低下をしているという状況でございます。

その次のページは、生活習慣と体力との関係でございます。これは、朝食をきちんととっている者の割合と体力合計点との関係です。これは朝食をきちんととっている者の方がこの合計点は高いという傾向があらわれております。また、睡眠時間の関係でも、例えば小学生の場合ですと、8時間以上睡眠をとっている者の方が体力合計点が高いといったことが出てきております。

その次のページは、学校体育の関係でございますが、ここは学習指導要領の改訂によりまして、小・中におきましては年間105時間、週当たり大体3時間ということで、授業時数が増加をしております。

7ページは運動部の部活数の推移でございます。中学校の運動部総数は12万だったものが11万7,700となっており、減少傾向でございます。高校におきましても減少傾向でございます。

8ページは運動部に所属している生徒数の推移でございますが、中学校の所属生徒数が減少しております。また、高校においても若干減少しておりますが、ここは全体として少子化の傾向もございますので、参加率ということで見ますと横ばい状態ということでございます。

それから9ページは、先ほどの指導者の関係で公立の中・高で部活に外部指導者を活用

している割合でございますが、一番上の表にあるように22%となっております。

10ページをご覧ください。これはオリンピックにおけるメダル獲得の割合でございます。最近、3大会では夏季大会の場合ですと平均9位、冬季大会は平均15位となっております。目標としては夏季・冬期合わせたメダル獲得率を3.5%とすることを掲げているわけですが、現状としてはいずれも達していないということでございます。

その次のページは、パラリンピックでの獲得メダル数などを整理しております。

それから、その他というところにつきましては、文科省以外にスポーツに関連する行政分野を幾つかピックアップしております。パラリンピックや健康増進という観点からは厚生労働省が関係しております。また、フィットネス産業などスポーツ産業ということでは経済産業省も関連いたします。スポーツ環境などの整備ということで国営公園や都市公園については国土交通省ということもございます、さまざまな省庁に関連しております。

その後には自然体験活動の関連の資料で、青少年体験活動総合プランなどのコンセプトをまとめております。

以上でございます。

安西座長 ありがとうございます。

それでは、「スポーツ立国」ニッポンについて、先ほど委員の皆様から御提案いただいておりますので、それに対する御質疑も含めさせていただいて御意見いただければと思います。今の室長の御説明は今までのことで、今日のいただいた御提案はこれから検討するというのでしょうか。

吉田室長 はい、そうでございます。

安西座長 どなたでも結構でございます。

では、私から先に申し上げさせていただきます。学生・生徒関係のデータはあるんですけども、企業や地域、大人がスポーツ、あるいは自然体験をどのくらいやっておられるかというデータが少ないのは事実でございます。どなたでも結構でございます。

どうぞ、朝原委員。

朝原委員 私はトップアスリートの育成の仕組みを整えていきたいという提言をさせていただきましたが、それとは別に若月さんがおっしゃられたすそ野を広げるという意味で、子供の体力が低下しております。

表にもありましたが、ソフトボール投げや50メートル走が出ているんですが、私はスポーツ振興、スポーツのトップの選手を育てていくというものと、体力の向上は全く別個に考えた方がいいと思います。

総合型地域スポーツクラブは楽しんでスポーツをやるところであって、今後、そこからトップアスリートが出てくるようなことにはなかなかならないと私は思うので、やはりトップを育てる機関はトップを育てる仕組みでやっていかないといけないと思っています。

体力の向上については、授業の前に有酸素運動をさせて、それぞれの脈拍をはかって、ある程度の脈拍に上げてから授業に取り組むと脳が活性化されて授業に集中できたり、頭

の回転がよかったりするという実験結果がアメリカで出ています。だから、それはスポーツを楽しむのとはまた別のところだと思っております。

だから、運動するという習慣づけは子供が大きくなってからのことを考えると大事なことはないかと思っております。それはスポーツ選手を育てるという意味ではなくて、大きくなってからの医療費にも関係してくるかもしれないんですが、人間として、まずは健康であるために体を動かす習慣をつけるというのは非常に大事なことだと思います。

学校の体育についても同じですが、まずは体を動かすことによって健康である習慣づけが教育の観点から言えば非常に大事なのではないかというように思います。

安西座長 ありがとうございます。

では、若月委員からどうぞ。

若月委員 朝原委員がおっしゃったことは私ももっともだと思います。ただ、先ほどの議論の中で、まだはっきりしないけれども、スポーツ庁という一つの大きくりのものが再生会議から送られています。スポーツ庁について議論するときには、やはりトップアスリートはこういう理念でこういう組織で育てるんだということと、すそ野を広げることは分けないと、何のためのスポーツ庁なのかが分からなくなるということで、基本的に朝原委員のお考えになっていらっしゃることは私も全くそのとおりだと思います。

それから、自然体験なんですけれども、安藤委員からも御提案をいただきましたが、全くそのとおりでありまして、現場の人間としてもいろいろやっているんですね。現実には、子供だけにやらせてもだめだということが、我々は分かっているんです。品川区でもいろんな自然体験をやっているんですけれども、家に帰ると親が全部それを見事に崩してくれるような生活にすぐ戻してしまう。

したがって、企業の姿勢になってくると思うんですが、自然体験は大いに大事であります。これに親を参加させない限り、私は子供に伝わっていかないような気がいたします。そうなったときに企業は、親に1週間なら1週間、こういった教育的な理念のもとに行かせることができる体制をどれぐらいつくれるかということになってきます。そういう話とセットにしないとなかなか難しい。自然体験学習から帰ってくると、親は車で迎えに来ているという現実がございますので、どうしても親を入れたいと考えております。

安藤委員 今までそういうパターンは幾つか実験をしてきまして、親を入れるケース、あるいは親御さんを離すケースなど、いろいろやってきました。例えば、小豆島を含めて2,000人以上連れ、自然体験を行った。企業としては大変リスクを背負うわけですがけれども、親としては子供が手から離れるのでほっとしていました。子供は帰ってくると生き生きしているの、親は行かせて良かったんだという気持ちでいるようです。

それで、先ほど親も一緒に自然体験をしたほうがいいという話があったんですが、そのとおりです。今の親は自然体験の教育ができません。自然体験をしたことがないので、何をしたらいいのか分からないと言います。ですから、指導者が一番重要になってくるということがございます。その指導者を65歳まで定年の時代の中で、定年退職される方に自然

体験の2泊3日ぐらいのコースを受けてもらおうという試みがございます。その費用も企業で負担するところもあります。そのような形で指導者を一人一人育成するということを積み上げているというのが今の現状でございます。

安西座長 ありがとうございます。

田村委員、どうぞ。

田村委員 先ほど実は発言させていただいたことに対して、朝原委員の話がありまして、十分に話し切れなかったので少し発言させていただきます。

朝原委員がおっしゃられたように、このスポーツの問題は基礎的な養成の部分とトップアスリートというのはやはり同じにはいかないだろうと私も思います。

ただ、現実に闘莉王という選手を育てている過程で実感したことがあります。闘莉王は父親が日本人で、母親がスペイン人、ブラジルで生まれてブラジル国籍です。最初に闘莉王を連れてきたときは日本の選手と競わせることを拒否しました。指導する人がブラジルの人だったら国体の場合は監督にもコーチにもしないという実態がありました。えらい苦労をして、現在は大分緩められておりますが、スポーツの国際化を考えると、私はそれをかなり緩めていかないといけないと考えております。

例えば一生懸命になって育てた井上怜奈の場合、フィギュア選手としてアメリカに行ってしまいました。アメリカの選手としてトリノオリンピックに参加しています。そういう交流がもう現実に行われているわけですから、トップの選手に関しては、かなり思い切って緩めないといけないと思います。これは相当意識的に運動として広めていかないといけないと思っております。日本人は本質的にそういうのを嫌がります。

現実に闘莉王が来て、うちの学校のある千葉県のサッカーのレベルは急に上がりました。

安西座長 私の理解では、朝原委員のおっしゃっておられることは、やはりトップアスリートを養成しようと思ったら、日本人を中心にして養成をされるのがいいのではないかとおっしゃっているように聞こえます。

朝原委員 そうですね。結果を求めるために、海外の選手をお金で呼んで、国籍を変えて出場させている国もあります。極端な例ですけれども、そういうことと私の言っている日本人のスポーツ選手の育成は違うということです。

田村委員 私が申し上げたのは刺激になるという意味です。

朝原委員 そうですね。

田村委員 日本の場合は非常に閉鎖的になる可能性があるんです。

安西座長 篠原委員、どうぞ。

篠原委員 2点ばかり。最初に、朝原さんからすそ野の問題とトップアスリートとは別なんだという話がありましたが、私は必ずしもそう思わないんですね。

ベネズエラがあれだけ野球が強いというのは、やっぱり国民的スポーツに野球がなっているわけですし、オーストラリア、ニュージーランドがあれだけラグビーが強いのはラグビーが国民的スポーツでそれだけのすそ野があるからであって、問題はトップアスリー

トというものの養成の仕方があるんだろうと思います。政治家だってやっぱり国民のレベルが高ければいい政治家が出てくるわけで、政治家の育成の仕方はまた別にあるんだろうと思います。やはり僕は、すそ野というのは非常に大事なのではないかなと思っています。

それから2点目は、自然体験についてです。今、安藤さんがおっしゃったことに賛成でして、親と一緒にいるときも無論あっていいと思いますが、今の子は親への依存が強いから、基本的には親から離れたほうがいいのではないかなと思っています。

安西座長 井口委員、どうぞ。

井口委員 トップアスリートの問題についてです。育て方はスポーツの普及といいますか、多くの人がスポーツを楽しむのと違うということは、そのとおりだと思うんですが、スポーツを広げていくためには、トップアスリートが必要だという意味では、お互いに大いに関係があると思います。

資料の中で御案内しておりますけれども、11ページになぜスポーツを始めようとしたかというきっかけを我々調査しました。ここの一番最初に挙がっているのが、「憧れの選手がいる」となっております。したがって、トップアスリートを育てることとすそ野を広げるといふことの手段は違うかもしれませんが、大いに関係があるといふことははっきりしておりますので、すそ野を広げるためにはトップアスリートが大いに活躍するといふことは必要な要素なのかなと思います。

企業の業績の変動によってどれだけ廃部されてしまうのかというのを参考資料の12ページに整理させていただいています。バブルが崩壊して以降、これだけの企業のスポーツ部が廃部になっているわけですので、明らかに企業の業績が企業スポーツに強烈な影響を与えているといふことがございます。したがって、先ほど言いましたような受け皿組織を創立して、そこで廃部・休部された選手についてのさまざまな面倒を見るという提案をさせていただいたわけがございます。

それからセカンドキャリアといふのは非常に重要な問題でありまして、朝原委員もおっしゃいましたけれども、当社のオリンピック選手を抱えております女子陸上部と女子柔道部の選手に、密かにどういうことが心配かといふことを尋ねた結果を20ページに御案内しております。当社は、運動部の選手は一般社員でございますので、運動をやめたらそのまま社員として残っていると、むしろそれを奨励するといふ仕組みでやっているわけがございますけれども、それにもかかわらず自分が会社に残っても何ができるのかといふことについて非常に大きな不安を持っております。

また、社会に出て自分が是非やりたいといふ職業、例えば介護士になりたいといふような選手もいるわけがございますけれども、その資格を取るためにどんなことをしたらいいかわからないといふ、極めて基本的なところで不安を持っているわけがございます。したがって、先ほどの受け皿組織の中でそういったことについても相談に乗る、あるいは進路を示してあげるような、そういう活動もしたほうがいいんじゃないかといふことで提案をさせていただいたわけがございます。

安西座長 ありがとうございます。

河村官房長官がそろそろ御退室にならなければいけないということでございますので、一言いただければと思います。

河村官房長官 今日長時間にわたって、みなさんは19時までおやりになるということで、大変ありがたいと思います。

マスコミから、今日は教育再生懇が行われているはずだが、総理はなんて言われたらろうか、どういう事が印象に残っておりますかという質問がございました。

私もあの間しかありませんでしたが、朝原さんが来ておられて、特にトップアスリートの養成の問題、それからトップアスリートのセカンドキャリアの問題などがありました。スポーツはまさに国際的なレベルから基礎である学校スポーツまで幅も非常に広いし、いわゆる地域スポーツもあろうし、企業スポーツ、プロスポーツ、いろんな面から広い意見が出て、大変盛り上がっております。

今ちょうどオリンピックのIOCのメンバーのみなさんが東京に見えておられて、現場の視察に行っておられて、明日プレゼンテーションをやることになっております。日本は政府がオリンピックについては財政的な支援をやる。もし赤字になっても国が責任を持つという所まで踏み込んでおりますので、そういう説明を明日3分間でやれということになっております。

それから、安藤さんがおっしゃった自然体験も必要だと、こういう広範な議論をしております。しかし、私が印象に残ったのは、朝原さんが言われたように、これからスポーツを国がもっと取り上げようとするれば、行政を一本化する必要があるのではないか。そこでスポーツ庁構想というものもあるのではないかという話がありました。これについて、総理はどう言われましたかと聞かれましたから、総理もそれについては賛意を示しておられた。ただ、これはスポーツ振興法の見直しをやっているもので、その中で考えて行くべき課題ではないか。このように申し上げました。少し全体を盛り上げたいと、こう思っております。

スポーツで子供たちを元気にしたいし、日本の国が元気になるのは多いに結構なことでございます。その中で、今の話のようにいろんな面で指導者づくり、人づくりこういうものが根底にあるわけでありますので、そういう視点からさらに議論を高めていただきたいと思います。まさに国づくりは人づくりでございますので、あらゆる面からさらに活発な議論をいただいて、これを国づくりに活かしていきたいと、こう思っておりますので、よろしく一つお願い申し上げます。

安西座長 是非前向きによりしくお願いいたします。

河村官房長官 よろしく申し上げます。

(河村官房長官退室)

安西座長 では、池田委員、どうぞ。

池田委員 スポーツに関しましては、今、官房長官がおっしゃられたことに尽きますが、

私はスポーツ振興のためには、学校教育から企業スポーツまで一気通貫で、何らかの形で常に連携を取り合うことが大変重要であろうと思っております。

現状を見ますと、団体競技種目が主流になっておりまして、体育の基本である陸上競技がマイナーになってきているように思います。しかし、朝原さんのような方が輩出されますと、陸上競技に対する関心も高まってまいります。

私は全体を底上げすることと英才教育は違ってしかるべきだと思っておりますが、まず全体を底上げして、その上に立って英才教育を行うべきであり、それを具体的にどうしていくかということは、地域のクラブ等で行うべきだと考えております。そういったことは企業でもできないわけではありませんが、構想がまとまれば、スポーツ庁で受け持っていただくとして、競技種目を横並びにした形で、どこに一番重点的に財源を投資していくかといった全体構想が見えてこないのが今日現在ではないかと思っております。私はスポーツ庁に大変期待しておりますし、そこで全体の底上げ、あるいは英才教育といったものを縦軸横軸からやっていただければ大変有難いと思っております。

その一方で、企業も積極的に役割を果たしていく必要があります。そのためには、先ほど井口さんからお話ございましたが、やはり企業に対する税制的な優遇等をもう少し拡充していただき、後押ししていただきたい。そういうことでもない限り、こうした不景気になってまいりますと、実業団チームを手放さざるを得ない企業も出てくると思います。実際にそうした動きも出ております。好不況にかかわらず企業は社会貢献として取り組むべきじゃないかと言われればそれまでですが、スポーツにおきましても、文化芸術支援におきましても、不況になると縮小されていっているというのが現状です。特に、実業団スポーツの場合は継続性が重要だと思っております。

そう申しますのは、私は現在、東日本実業団陸上競技連盟の会長として実業団スポーツの仕事のお手伝いをさせていただいており、そういったことを痛感しているからです。実業団陸上競技の一番の花形である駅伝はまだいいのですが、毎年各地域で持ち回りで開催しているその他の陸上競技に対する関心は、非常に低いと言わざるを得ません。そうした状況の中でも選手を養成していくという意志と環境がない限り、将来の展望が開けません。やはりスポーツに関しましては、トータルで物を考えられるような組織と、企業がある程度の税制的なメリットの中で社会貢献活動の一環として取り組めるように、大きな視野に立って御一緒に取り組ませていただく。そういったことを議論させていただければ大変ありがたいと思っております。

安西座長 ありがとうございます。

安藤委員 今、池田委員からの御指摘があったところなんですけれども、安藤スポーツ・食文化振興財団という財団法人を運営しておりまして、小学生陸上競技交流大会を25年間支援してきております。100m、400m、走り幅跳び、走り高跳びなどを毎年夏休みの時期に国立競技場で実施しておりまして、スポーツ庁でやるのであれば、小学生の大会を何倍もの規模でやっていただければと思っております。



池田委員 大変な御努力をいただいております、たいへんありがたいことです。

若月委員 スポーツに関していろいろな御意見がありました。私はそれに全く異を唱えるものではありませんし、当然だと思います。

ただ、スポーツ庁という言葉がやや先行していて、今の体制の何が問題だからどうするのかというのが見えてこない。ここら辺をもう少し整理する必要があるということが1つあります。

それからあえて私の希望を申し上げさせていただければ、先ほど申し上げましたように、スポーツのすそ野とか基礎というものは、やはり学校体育と不可分密接な関係のある部分であります。したがって、例えば文科省の中に文化庁があります。それと同じようにスポーツ庁というふうにするのか、あるいは今の流れとは逆かもしれませんが、全く新しい省庁をつくるのか。それは一体何をスポーツ庁に期待するかというところを明確にしておかないと、変わってくると思うんですね。そういったことについて、これからまた是非皆さんの御意見をお伺いしたいと思います。

安西座長 ありがとうございます。

塩谷文部科学大臣 今日は大変貴重な御意見をいただきましてありがとうございます。

スポーツにつきましては、トップアスリート、すそ野、学校体育、自然体験、それぞれ重要だと思っております、それらを推進するために一貫した行政の在り方が必要ということで、スポーツ庁がいいかどうかという御提案いただいたと思っております。今、若月委員からお話がありましたように、スポーツ振興基本計画をどうするか、日本のスポーツに何が必要かということを確認していくことが必要であります。

トップアスリートの養成も、すそ野についても、それぞれ解決すべき課題になっております。トータルとしてどうするのかという絵を描き、そのためにスポーツ庁が必要であるか考えていく必要があります。

例えば、文部科学省はスポーツを所管しておりますが、予算としては200億円程度なんですね。仮にもっと予算がとれたら、どれだけの課題が解決できるだろうか。その一方で、スポーツ庁ができないと予算も取れないかもしれないという議論もあります。

また、地方自治体はそれぞれで競技施設を持っている。国体にしても、国が持つ予算はわずかでございます。ですから、国と地方、それから学校と地域と企業等の役割分担を明確にすべきです。必ずしも一つの在り方でなくても良く、いろんな選択があってもいいと思います。

誰もがスポーツを体験し、朝原委員がおっしゃった運動の習慣づけが一番大事であり、その中に自然体験もあります。底辺を広げていく学校体育は、教育的観点からも大きな部分を担っております。例えば学校体育を全部外し、クラブで行うということが成り立つかどうか。学校体育の在り方も含めて、今のスポーツ振興基本計画の見直しの中でどういうふうにするか。是非いろんな御提案をいただき、総合的な中で果たしてスポーツ庁が必要なのか判断すべきだと私は思っております。

ただ、国のスポーツ予算は本当に少ないわけで、それで何をしろと、今安藤委員がおっしゃったようにみんなそうやってお願いをしているような格好だと思います。スポーツは、国にとって、あるいは国民にとって大変重要な大きな要素であるのは間違いないので、健全な形でスポーツを振興していきたいと思っておりますので、是非今日いただいた意見も踏まえ、また我々検討していきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

安西座長 ありがとうございます。

それでは、朝原委員にお願いします。

朝原委員 僕が申し上げたかったのは、トップの強化とすそ野が別ということではなくて、同時に進めるのは賛成という意見なんですけれども、スポーツの強化と体力向上は別で考えないといけないんじゃないかということです。

田村委員 関連していないんですけれども、実際にオリンピック選手を何人が育てた経験から言うと、オリンピックは出るだけで大変なんです。しかもメダル取るなんていうのは物すごいんです。だから、これは全体のレベル上げというような、そんな生やさしいと言ったら怒られてしまいますけれども、それとはもう全然違うんじゃないかというのが実感としてあるものですからね。

朝原委員は、恐らく御自分でそれをおやりになったんだと思うんですけれども、ああいう方だからできたんだと思うんですね。だから、よっぽどやらないとこれからはますますメダルは取れなくなるだろうと思います。

安西座長 スポーツの力としてのいろんなレベル、例えばトップアスリート、それからやはり学校体育、地域のコミュニティのスポーツ、それから企業等々の横の交流を全部組み合わせてきめ細かく考えていかないと、なかなか解決策は出てこないかなと思います。

池田委員 お話を伺うだけでも、体協、オリンピック強化委員会、それから企業など、いろいろな組織があって、それぞれが予算を持って取り組んでいるんですが、それらが一本化されておらず、無駄が多いような気がします。組織を一つにまとめて、もう少し効率的にできないだろうかという思いがありますね。

安西座長 見ていると、スポーツの団体関係者には申しわけないんですけれども、やっぱり協会等にマネジメントのプロがいないという感じもします。いろんな課題があると思います。

塩谷文部科学大臣 サッカーは一つの形で全部を網羅している。野球はすごいけどばらばらだ。それはそれで国民スポーツで成り立っていますけれども。

大きな絵を描いてほしいと思っています。アスリートは絶対に育てる必要がある。山が高ければすそ野も広がるという観点もあります。両面で考えていかなければならないのではないかなと思っております。夢と希望と活力を与えるスポーツ振興、そういうものができるかなと思っておりますので、良い意見をどんどん取り入れることができるように我々も努力をさせていただきます。

安西座長 どうもいろいろ御意見いただきましてありがとうございました。

事務局で整理していただいて、検討していきたいと思えます。

それでは、15分ほど休憩にさせていただきます、それから始めさせていただきます。

午後5時01分休憩

午後5時19分再開

安西座長 それでは、再開させていただきます。後半は「教育安心社会」について御討議いただきたいと思えます。もちろん前半の内容の関連でも結構でございますので、よろしくお願ひ申し上げます。

では、事務局から資料の説明をお願いしたいと思えます。

吉田室長 「教育安心社会」の関係では、資料12と資料13をご覧いただきたく存じます。

資料12につきましては、「教育安心社会」の関連で教育再生会議及び教育再生懇談会の提言とその対応状況、実施状況を整理したものでございます。教育再生会議もそうでございますけれども、基本的にこの公教育の確立というところでたくさんの提言が出ておりました、3枚組になっております。

細かい御説明は省略をさせていただきますけれども、学習指導要領の改訂、教科書の質・量の充実という提言の関係では学習指導要領の改訂ですとか、あるいは教科書の検定規則などの改定などが行われております。また、新学習指導要領を実施するための必要な人的、あるいは物的ないろいろな助成措置がとられつつあるというところでございます。

また、全国学力テストは既に2回実施をされたところでございます。

徳育の関係につきましても学習指導要領の中の位置づけが明確になりまして、「心のノート」などの改訂が行われております。

また、社会人の大量採用の関係でございますが、これは特別免許状の活用あるいは特別非常勤講師の活用ということでございますけれども、これについては既に3度にわたりまして都道府県教育委員会などに指導通知が出ております。ただ、この実施状況をご覧いただきますと、この点は制度の枠組みは広がっているところでございますけれども、実績の点ではなかなか進んでいないという状況がございます。

それから、教員免許更新制などにつきましては、法律改正もございまして、今年から更新制が実施されるということでございます。

メリハリある教員給与の関係では、教職調整額につきまして現在、中教審のほうで検討がなされている最中でございます。

2枚目をご覧いただきますと、校長の裁量・権限の拡大、あるいは民間人校長の登用等でございますけれども、この関連でも法律の改正がございまして、右側のほうに学校裁量予算を導入している教育委員会の割合を載せております。都道府県は、若干減少してきておりますけれども、市町村においては着実に伸びてきているというところでございます。民間人校長、教頭のところにつきましても、教頭のところをご覧いただきますと7名から

26名に伸びているところがございます。

それから、小中一貫教育の関係でございますが、これは特例措置がございまして、この後、若月教育長の方から御説明もあろうかと思っておりますけれども、右側のほうにあります品川区ですとか、あるいは広島市などで実施がされております。

また、教員が子どもと向き合う環境づくりということでは、副校長、主幹等の配置、学校の責任体制の確立ということでございますが、これについても法律の改正が行われまして、右側のほうにもございますような副校長や主幹教諭、あるいは指導教諭等々の設置がなされつつあるということでございます。

それから習熟度、少人数指導、あるいは理科、算数、体育などの専科教員の関係につきましても、サポート先生の活用などがございます。なお、小学校の理科専科教員の割合は今のところ27.3%という状況でございます。

それからIT化、共同事務処理などの軽減の問題についても、それぞれ着実に進行しているところでございます。

それから、幼児期の教育の充実というところでは、認定こども園制度の推進、あるいは幼児教育の無償化というところがございますが、認定こども園は右側のほうにございますように、まだ229件というところでなかなか進んでいない状況がございますが、真ん中の最初でございますように、「認定こども園制度の在り方に関する検討会」にてこの課題などを整理されて今後の方針が示されていくところでございます。また、予算としては認定こども園に対する財政措置は相当強化をされた状況になってきております。

3枚目をお開きいただきたいと思います。経済的に困難な家庭の子ども、若者への支援ということでございます。

この関連では、奨学金あるいは学術振興会によりますドクターコースへの特別研究員制度、あるいはグローバルCOEなどの競争的資金において、こういったTAですとかRAを活用した支援制度、それから授業料減免などの制度がございまして、右側のほうにその実施状況を整理しております。

また、特別支援教育の関係では、21年度の予算の中にさまざまな定数の改善ですとか、特別支援教育支援員の設置などの予算が組まれておりますけれども、右側のほうにその特別支援教育支援員の配置状況がございます。

それから、下の社会総がかりの教育再生というところでは、放課後子どもプランの関係で、21年度では放課後子ども教室、それから放課後児童クラブなどを含めまして、ほぼ全小学校区で展開できるような状況になってまいりました。また、学校支援地域本部も今年度予算では3,400カ所ということでございまして、昨年の2,145カ所から大幅な増加を期待しているというところでございます。

また、子供・若者に対する総合支援の関係では、この国会に青少年総合対策推進法案というのが出されております。この関連では、地域若者サポートステーションというものにつきまして、今年度92カ所というような形での予算がついている状況でございます。

資料13をお開きいただきたいと思います。

これは先ほどの広井委員の御発言とも重なる部分もございますが、最初のページはよくご存じのところでございますが、我が国の教育費支出、あるいは公私負担割合について諸外国との比較でございます。

その下には、教育段階別に整理したものでございまして、就学前教育のところと大学段階、このところの私費負担が多い状況でございます。

2ページ目をお開きいただきますと、白書による調査でございますけれども、子育ての関係で経済的負担が大きいということのトップは「教育のための費用がかかるから」となっております。

それから左下のほうに、「教育費の経済格差に関する調査」に見る家庭の負担感というところがございますが、図1は2006年のPISA調査の中での科学的リテラシーについての回答状況、得点状況と、それからそれぞれの所得階層との関係を整理したものでございまして、高所得者の方が得点が高いという傾向が見えてくるわけでございます。

下は、その保護者に対する質問で、所得水準と最終希望進学先への進学が可能かどうかという問いでございますが、これもやはり所得が低くなればなるほど厳しいという状況がございます。

その下の図3は教員に対する質問でございますけれども、学級に学校納入金が未払いになっている実態がありますかということですが、半分近くであるというような回答が出ております。

それから右側のほうでは、生活実感として、家計に占める教育費をどのように感じておりますかということでございますが、かなり負担あるいはやや負担というところをご覧くださいまして75%ぐらいになってしまうということでございます。

それから3ページをお開きいただきますと、就学前教育の関係でございます。御案内かと思えますけれども、諸外国と比較したものでございまして、それぞれ対象年齢等には少し差がございますけれども、無償になっている、あるいは無償化が段階的に進捗しているというようなことが見てとれるわけでございます。

その下は、保育園と幼稚園の1人当たりの負担額、それから収容状況といったものを比較したものでございます。

4ページをお開きいただきたいと思います。これは21年度の予算も反映いたしまして負担軽減というところでもとらえているところでございます。子供の多い世帯につきましては、第3子以降無償ですとか、あるいは第2子につきましても軽減措置が図られているというようなことがございます。

その下の図は、19年度ベースでございますけれども、公立幼稚園、私立幼稚園、私立保育所、公立保育所での公私の負担割合ということでございまして、仮にこの前提で無償化をするというときには7,800億円の財源が必要になっているということを行っているものでございます。

それから5ページをお開きいただきますと、これは初等中等教育段階でございますが、小川委員からお話もございましたけれども、要保護、準要保護児童生徒数の推移でございます。平成9年と比べていただきますと、要保護が0.69%から1.28%、準要保護につきまして5.88%から12.46%、トータルで6.57%から13.74%ということで増加傾向があるということです。

その真ん中のものは足立区のものでございますけれども、就学援助の支給額について現状を整理したものでございます。給食費の未納の問題がよくのってくることがあるわけでございますけれども、大体その平均的な給食費をそこに掲げております。

その次のページは学習費の関係でございます。学校関係の費用と学校外の活動費用と比べております。小学校につきましては、全国平均と都市圏を比較してありまして、全国平均と比べますと都市圏、これは指定都市及び東京特別区でございますけれども、約9万円程度の差がございます、その大きな要素としては学校外活動費用のところに学習塾費というのがございますが、これが6.2万円と11万円という差がございます。また、公立中学校につきましても同様に比べていただきますと、約7万円の差がございますけれども、学習塾費のところではやはり8万円程度の差が生じているということでございます。

次に、通塾率でございます。これは全国でございますけれども、小学校6年生で35.6%、中学3年生で62.5%というような形になっております。この小学生の通塾率35.6%がすべて私立中学受験のためかといいますと、必ずしもそうではありません。中学1年の在籍者の内訳を見ていただきますと、私立中学在籍者は8.3%ということでございますので、必ずしも通塾がイコール私立中学受験というわけではないわけでございます。

小学校6年生の通塾理由をご覧くださいますと、一番多いのは「子供が希望するから」というのが多いのでございますけれども、「家庭では勉強を見てやれないから」ですとか、あるいは「学習塾では1人1人丁寧に教えてくれるから」とか、あるいは「進路選択や受験に必要な情報を得たいから」ですとか、あるいは「学校の授業についていけない」、「学校の授業だけでは物足りないから」というようなものもございます。

それから、放課後子ども教室でどういう活動をやっているかということでございますけれども、まず、スポーツが一番多いわけですが、その次に工作活動、それから昔の遊びですとか自由な遊びなども多いのですが、学習活動も63%程度ございます。

最後のページは高等教育の関係でございます。以前にも出しましたけれども、高校卒業後の予定進路を収入別で見えますと、やはり高所得者層ほど大学進学率が高まってくるということでございますし、逆に言いますと低所得者層ほど就職せざるを得ないという状況も出てくるわけでございます。

右側のほうに学部学生のうちで主な奨学金を受ける者の割合を整理しております。日本の場合には29%の者が奨学金を受けております。右側のほうに、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツの状況を整理しておりますけれども、アメリカ、イギリス、フランスの場合には給与制の奨学金が入ってきております。ドイツは給与と貸与が半分半分ということ

でございます。

その下は学部、それから大学院、修士、博士でそれぞれ収入別にどういった世帯の状況になっているかということでございます。よく言われますのは、学部生のおよそ7割は家庭からの仕送りに頼っているということでございます。また、院生、修士、博士につきましても、家庭からの仕送りも多いわけですがけれども、アルバイトで収入を確保せざるを得ないという状況もあるということでございます。

資料14の説明は私どものほうからは省略させていただきますが、このたび経済危機対策、いわゆる補正予算をにらんで文科省の方で準備を進められておりますものを資料としてつけさせていただきます。

以上でございます。

安西座長 ありがとうございます。

それでは、「教育安心社会」について御討議をいただくということになりますけれども、菅原委員と若月委員から資料の提出をいただいておりますので、それから始めさせていただきます。

菅原委員からお話してください。

菅原委員 資料8をお願いいたします。

学校現場の報告の時間をとっていただきまして、本当にありがたく思っております。先日、小学校のほうでは入学式を行いました。ここ二、三年は入学式の前日に特別支援対象のお子さんを会場に呼びまして実際にリハーサルを行って、当日も担任が学級集団の状況を把握したり、個別の対応をして教室から誘導するというような工夫をしなければ、入学式がうまくいかないというケースも見られておまして、以前と比べ非常に状況が変わってきているというところがあります。

資料の中でも特にこの四角印をつけました1と2と6を中心に御報告させていただきます。

まず1なんですけれども、文科省の調査でもここ10年間で障害のあるお子さんが非常に増えているという報告がございます。特別支援学校で2万人増、小中併設の特別支援学級で4万人増、通級に通っているお子さんで2万人、通常の学級で平成14年の調査で6.3%いらっしゃるということです。少子化が進んでいますのに、障害のあるお子さんたちが増えているということで、学校現場では大きな問題になってきております。

それに反して専門的な指導や支援ができる教員数が少ないために混乱をしているというところもございます。私としましては、教員養成課程のところ、そこに書きましたコーディネーター養成課程ですとか、通級指導教室教員養成課程ですとか、専門的で細分化したような養成課程の新設を是非お願いしたいと思っております。

それから、現職教員の大学院派遣ですとか、任用前研修ですとか、そういった研修コースの創設なども是非お願いしたいと思っております。

2番目ですけれども、学校体制の充実と一般教員の特別支援教育に関する専門性の向上

でございます。先ほどの資料でも特別支援教育、支援員をたくさん配置してくださっていて本当に助かっているということがありますが、私としましては1ページの一番下にありますコーディネーターが非常にここで重要になってきているということを御報告いたしたいと思います。

日常の授業をどういうふうにやっていくか、1時間1時間の授業づくりの中で、そういうような障害のあるお子さんを想定した授業づくりが非常に大きな課題になっておりますので、そういったことをアドバイスできる専門性を持っていたり、それから就学相談、学校に上がる段階で福祉や学務、それから教育の実際の指導内容、個別支援計画をどういうふうにやっていくか。そういったものを調整していくコーディネーターが必要ですし、2枚目でお話しします進路指導と、先ほど出ていました地域生活あるいは家庭生活をコーディネートしていく、調整していくコーディネーターも必要です。この教育現場に特別支援教育に関するコーディネーター、調整、連絡、交渉していくような特別な職種が必要になってきているんじゃないかということを感じております。

2枚目です。3番ですけれども、非常に学校間の格差ですとか地域の格差がございます。研修は研修、研究は研究、相談はまた別にするというような学校への支援機能が別々に行われているので、ニーズに合った研修は行われなかったり、ニーズに応じた研究が進まないというような、例えば教科指導に特別支援の視点を入れていくというような研究を是非総合的、一元的に進めていただくセンター的なものを是非お願いしたいと思っております。

それから、先ほど文科省の資料にもございましたとおり、4番ですが、全国で2,800教室の特別支援学校の教室が不足しているということがありました。近隣校の先生方にお聞きしましても、教室を2つに区切ったり、あるいはコンクリートの打ちっ放しの作業室を教室として使ったりしている例も聞いております。非常に環境の刺激に弱いお子さんたちがそういうような状況になっておりますので、是非最優先で教室の増設をお願いしたいと思っております。

5番は6番に含めてお話しいたします。

最後になりますが、乳幼児期から成人までの一貫した支援といいますが、学校の入り口のところとそれから学校を卒業して地域生活へ入っていく、あるいは就労の問題のところへ入っていく問題と、それから最近、家庭の問題を背負っていらっしゃるお子さんが非常に増えております。福祉のほうのお話でもございましたが、経済的に困窮して生活保護を受けている母子家庭、父子家庭の多さ、それから成人後も保護者の方と同居して生活するケースが増えておりますので、保護者の方の高齢化の問題もございます。テレビなどの報道で事件になるケースも多いんですが、家族間の人間関係、あるいは就労先でのトラブルの問題、そういうこともあります。

ここでお願いしたいところは、知的障害者の方には療育手帳がございます。東京都でいいますと赤い手帳といまして、経済的な支援やサービスを受けることができます。放課後デイサービスに行ったり、休日にボランティアさんとお出かけをしたりということがあ



るんですが、発達障害の方はまだ該当の手帳がないものですから、精神手帳をとられて、とりあえず経済的な支援を受けるんですが、先ほど室長さんからお話がありました放課後子どもプランも、ボランティアさんがいないものですから参加できないんですね。

そういうときに手帳がございまして、ボランティアさんと一緒に放課後子どもプランに参加することができます。今は保護者の方がお仕事をお休みして出られたりというケースもございまして、是非手帳の配布の御検討をお願いしたいなと思っております。家庭支援、地域支援のほうを含めまして、一貫した支援を是非お願いしたいと思っております。

以上です。

安西座長 ありがとうございます。

後で意見交換させていただきましても、何か御質問があたりになる方はいらっしゃいますか。よろしいでしょうか。

それでは、若月委員をお願いします。資料9です。

若月委員 ありがとうございます。それでは、私のほうからは信頼される公教育に向けてということで、現在の義務教育学校、まさに公教育であります。それをさらに信頼を得るためにどんな視点があるか、あるいは今までどんな試みをされてきたか、その結果どんな現状が展開されているか、そんなことを概略お話ししたいと思うんですが、今日お渡ししました資料は実はパワーポイント用の資料でございまして、これを見ると全体像がなかなかつかみにくいかと存じます。したがって、1枚目に、その全体の柱立てと見出しを書いてございまして、それを見ながら聞いていただければと思います。

それでは、パワーポイント用の資料でありますけれども、まず1枚おめくりをいただきまして2番、3番でありますけれども、まずは今の公教育の信頼回復ということで、現状を見てみようということです。その現状の視点は、例えば学習意欲や学力の状況、それから子供たちの学習の時間であるとか、学力の定着の様子です。それからもう一つは、学力だけではなくて、いわゆるよく規範意識と最近言われるわけでありますけれども、私はよき市民として、社会人としての基礎というものがどのくらいできているのかということもまず概観してみようということで載っている表でございまして。

これはすでに御案内でありますけれども、例えば2番目のパワーポイントでは、理科の教育についてでありますけれども、理科離れが中学2年の段階でかなり進んでおり、国際平均から見ても理科への学習意欲は低いわけであります。そんなところから、今の日本の子供たちの学習意欲は問題があるんだなと感じております。

では、学習時間に関する現状はどうなっているのか。それが3番目でありますけれども、これも惨たんたる状況でございまして。日本はおうちで勉強するのは1時間、35カ国中35位ということになります。テレビを見るのは、何と35カ国中1位になってしまいます。これは中学2年であります。それから、学力の国際比較でもご覧のとおりでありまして、いろいろ巷で指摘されるような傾向が見られます。このままでは、やはり日本の子供たちの学力は危ないなということになります。

次をおめぐりいただきますと、学力の定着ということに対して現場の人間としてどんな課題を持っているかということなんですけれども、特にこれは中学校からの声ですけれども、とにかく小学校の勉強をやり直していると、これが実態なんだということはよく聞きます。

それから、要するに知的好奇心を刺激するような方策について全く小と中では別の考え方に立っていたり、あるいは何の連携もないというようなことが課題として挙げられています。

特に心理的、身体的な発達が今の子供たちは早いわけですが、一概には言えないんですけれども、大まかに言うといわゆる小学校というのは、何だかんだいいながら母性原理がその根底に働いております。中学校というのは、やはり父性原理が働くわけであります。ごく自然のことではありますが、こちら辺にどうも子供たちが上手に対応し切れていない。こういったことをもう少し考えてあげる必要が、我々大人の側にはあるのではないだろうかというようなこともよく現場の教員から聞くことであります。

それでは、もう一つ今度は社会人としての側面ということでもありますけれども、これはいわゆる暴力行為の発生の状況ですが、これをご覧いただきますと、決してこれは楽観ができません。暴力行為が対教師、生徒間、対人、器物損壊、こういったものに至るまですべて前の年を上回って、これは19年度の文科省の資料であります。こういう状況が現実にあるということでもあります。

それから次をおめぐりいただきますと、学年別の問題はどうかということでもあります。これもやはり中学校に入ってからいきなり増えるわけでもあります。これまた後ほどお話をしますが、これは中学校がだらしのないのかということと必ずしもそうではない。いろいろ調べてみると、小1から小6まで非常に低いんですけれども、実はここに目に見えない何かがあるということが少しずつ分かってまいりました。中学へ入って、この1年から6年までのものが見事に花開いて30%になっているということでもあります。この傾向は、やはりいじめの発生状況にも顕著に出てきております。

それからまたおめぐりをいただきまして8番目ではありますが、不登校に目を転じてみましても、やはり中学校から大きな出現率の増加が見られるということでもあります。

こうしたことから、今度はこういう問題行動に対してどんな課題が我々に突きつけられているか。よく言われることでありますが、基本的な生活習慣、それからルール、こういったものの繰り返しの指導がどれくらいされてきたんだろうか。モラルに関する系統的な指導をどのくらい私たちはしてきたんだろうか。モラルが足りないと言って、ただ断片的に子供たちに投げかけてきてはないか、系統的なことはあつたんだろうか。それから先ほどの父性原理と母性原理でありますけれども、環境の変化がございます。生徒指導においても、中学へ行ってからのことは全く意識しない小学校の生徒指導があります。お互いにちょっと責任転嫁しやすい状況が残されている。こんなことも課題だなということでもあります。

そこで、今度は11番目でもありますけれども、こういったことから、今の制度をもう一回

見直してみると、一言で言うと小・中の文化や風土の違い、指導観や発達観といったようなものが放置されてきたのではないか。要するに、小も中もどうも自己完結型の教育活動になっているのではないだろうか。それから連続性についてはお話ししたとおりであります。学力の定着については、お互いに責任転嫁をする構造が残されているということが言われております。

それから12番目、これは本区の全部の子供たち、小学1年生から中学3年生までの子供にとったアンケートでありますけれども、心理的なことを聞いてみようということで、要するに君は周りの人から認められていると思うかというような質問です。これを見ますと、小学校の4年生ぐらいまではそう思うよと、何だかんだ言っても僕は認められているというのが約6割までいるわけですが、5年生になると5割をいきなり切るわけです。さて、ここに我々教師は、この変化の中に子供は何を訴えているのかをもっと感じ取らなきゃいけないんじゃないかというようなことを話し合いました。

その次に、今度は自分のことが好きですかという質問です。これも4年生までは、やっぱり6割が何だかんだ言って自分のことが好きなんですね。ところが、5年になれば、これまた5割を見事に切ってきて、自分のことまでどうも自信をなくしている。どうもこのあたりで何か子供の心の中の風景が変わってきているんじゃないか。

そんなことから14番目でありますけれども、この義務教育が9年だとしたならば、この9年間を通して社会で子供たちが生きていく最低限の力を身につけさせていくようにもう一回見直してみる必要があるんじゃないだろうか。こんなところから、今の6・3制を何も初めから否定するつもりもありませんけれども、足りない部分を補う必要があるんじゃないかというようなことを考えるに至ったわけがあります。

次に16番、17番ですが、これは子供の立場から考えたとき、一貫でやるとどうなるか。ここに書かれているようなことです。それから、学力の面で見るとどういふよさがあるかということで、これは後ほど読んでいただければ幸いです。

それから発達の継続性という点から考えた場合、これは18番でありますけれども、の小学校段階における問題行動の萌芽の発見などというのが一番大きいわけがあります。それから にありますように、家庭への継続性ある啓発が必要だろうと言われております。

その次に22番では一貫教育をやっていることによって、小学校5年から教科担任制を取り入れています。この結果、学力、学習態度は大幅に改善をされたということがありますが、24番目には成果が述べられております。不登校も見ていただきますと、全国よりも少しずつ減ってきているということがあります。

それから実際に教員がどういう意識を持っているかということですが、教員の意識も少しずつ変わってきているということでもあります。

それから26番、学力定着の様子でありますけれども、これはやはりはるかに以前よりも顕著な成果が出ております。生徒指導で人間形成についても同じようなことが言えるということです。

27番のB & Sというのは、ブラザーズ・アンド・シスターズの略であります。

こういった成果が出ているということで、29番でありますけれども、やはりこの9年間の継続性、系統性の担保がどうしても必要だろうなということが、今我々の中での強く言われているということです。

それで31番であります、これは現実に学校教育法上存在しておりません。したがって、こういったことも考えて今の学校の制度は必ずしも子供の足の大きさに合った靴になっていないんじゃないかというようなことから、何らかの法的な担保が必要だということで、最後の32番であります、特例措置の継続であってもあくまでも特例でございます。選択肢の一つとして中等教育学校ができましたので、これと対応して義務教育学校というものも選択肢の一つとして考えられるんじゃないかというようなことでございます。

最後に今日お配りさせていただきました追加資料についてでございますが、実は小中一貫教育全国サミットという全国組織が既に3年前から組織されております。ここで、宣言をしておりますが、これについても法的な整備をしていただきたい。下にはここに入っている自治体書いてございます。これ以外に東京都でも2つの区、市部では三鷹市あたりが入ってきております。それから、もう2年続けて韓国の文科省がいらっしゃいました。やはり韓国でもこれをやりたいということでお見えになっております。全体的にやはり今の子供たちの課題を解決していく、克服していく一つの手段になり得るのではないだろうかというようなことを実感しているところでございます。

安西座長 ありがとうございます。

それでは、お2人の委員から御説明もいただきましたし、事務局から資料の御説明もいただいたところであります。「教育安心社会」ということでございますけれども、是非いろいろ御意見をいただき、意見交換をさせていただければと思います。よろしく願います。

小川委員、どうぞ。

小川委員 先ほどの私の説明の補足をさせていただいてもよろしいでしょうか。

先ほど経済困窮家庭の話を中心にしてお話しさせていただいたのですけれども、実は教育の機会均等保障とか国の教育のナショナルミニマムを確保する上で、国の果たすべき財政的な支援とか国の財政制度の見直しはすごく重要になってきているんじゃないかということ少し付け加えさせてください。

いわゆる三位一体改革の中で、例えば就学援助の補助金から準要保護の金額が排除されて、準要保護の就学援助の財源が全部市町村の負担になったということをお話ししました。それによって各地方自治体の就学援助の受給資格基準が従来は大体生活保護受給基準額の1.3倍が平均だったんですけれども、最近、いろいろ見てきますと、その1.3倍を切って生活保護受給基準額の1.1倍ぐらいに近づけていく自治体が増え始めております。それは明らかに地方交付税等々のいろいろ厳しい状況の中で、就学援助制度というのは国の機会均等保障の要ともいえる制度であるにもかかわらず、それを自治体の財源の悪化に

対応して生活保護需給基準のほうに極力基準を近づけて、従来受給できるはずの人が受給できなくなってきたという実態があるのは事実です。

それに加えて、実は同じようなことが義務教育費国庫負担制度と教員の定数の面でも起きています。従来まで国庫負担というのは教員給与の2分の1を国が負担して、あとは都道府県が2分の1負担するというようになっていたんですけれども、それが三位一体改革で国の負担が3分の1負担に変わりました。それによって、教員給与の3分の2のうら財源は各都道府県が一般財源でもって確保することが義務づけられております。しかし、国が3分の1を各都道府県に対して負担金という形で負担するのですが、実はうら財源の3分の2を確保できない都道府県がだんだん増え始めていまして、従来は3県とか6県とか7県とかということでしたけれども、実は平成20年度では16県が国からの負担金の一部を国に返納しております。

三位一体改革以前のような形にすぐに戻すことはできないかもしれませんが、そういう現状を放置しておくことは、ナショナルミニマムや機会均等の保障といった観点から見ると大きな問題ではないか。改めて負担金制度の在り方を再検討するということが重要な課題ではないかと思えます。

安西座長 ありがとうございます。

今の教育費負担云々の問題は避けて通れないと思えます。赤田委員、どうぞ。

赤田委員 私も小川委員の意見に賛成でありまして、やはり地方自治の財源の格差と、あとは個人の所得の格差がダブルで子供に影響しております。これは地方に行けば行くほどそういう実態が顕著に出ております。実際、今年も国立大学に合格しても家庭の事情で入れないお子さんが随分出てまいりました。

ですから、私は今言った義務教育費国庫負担制度につきましては、再度ここで検討していただければなというふうに思いますし、やはり国がしっかりと教育を受ける保障というんでしょうか、やっぱり「スポーツ立国」ニッポンで夢と希望というのはもちろん大事ですが、その前にやはり教育と生活保障はしっかりとしてもらいたいというふうに考えておりますので、是非このところはしっかりとやっていただきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

安西座長 それは大事な問題だと思います。ありがとうございます。

今のことに関連して、あるいは先ほどの委員の御提案に関連してでも結構でございます。

若月委員 お願いします。

若月委員 今日菅原先生が特別支援教育についての資料をお出しいただいたんですけれども、先生にお伺いしたいのは、例えばここに書かれていることはほとんど品川の実態を見て書いたんじゃないかというぐらい同じ状況がここに述べられています。専門家とか専門性の向上というのがよく出てくるんですけれども、これに関して教員免許と特別支援教育の関係について何かお考えはありますか。

菅原委員 御指摘ありがとうございます。

ほとんどが特別支援学級にしる通級指導教室にしる、小学校全科の免許の初任者が続々と着任しております。ですから、本当に専門的な教育が現場では行われていないので、特別支援教育の養成課程の人数枠を是非拡大して特別支援学校の教員免許と、私が提案しているような特別支援教育の別枠でそういうものを創設したものの人数枠を拡大していただきたいと考えております。

安西座長 ありがとうございます。

池田委員、どうぞ。

池田委員 教えていただきたいのですが、若月さん、小中一貫は重要な切り口であろうと思いますし、私立においては御承知のように早くから中高一貫が定着しておりますよね。

これからは、公立の場合でも小・中・高というものも視野に入れていく必要もあるのではないのでしょうか。現状として高校への進学率は非常に高いわけですから、やはり高校までを一つの期間として考えた教育制度もあってしかるべきという思いもあります。品川区では高校についてはどのようにお考えになっておられますか。議論されたことはございますか。

若月委員 まず、結論から申し上げますと議論は大いにいたしました。

それから区民に対するアンケートも取りました。小中一貫教育と中高一貫教育の2つのタイプがある。どちらをあなたはより多く期待をしますかというアンケートをとりました。驚くべきことに、ほとんど同数なんです。私は中高一貫で、私たちのやっている小中一貫はやられるなと思っていたんですけれども、50%、50%で全く拮抗しておりました。

ということは、やはり中高一貫を求める親御さんはそれなりの理念を持っていらっしゃるんですけど、今の小・中に対する期待といったようなものも同じようにある。だから、単純に高校入試を避けられるという議論は、余りにも矮小化された議論だなということを感じました。

したがって、品川区の場合には現在の学校教育法あるいは地教行法等々を見て、一自治体ができるのは、区としては小・中までであります。

ただ、高等学校はどうしようということで、それなりに考えたことの一つは、例えば品川の場合には第1学区でありますから、日比谷高校や小山台高校などがあります。そういうところと連携をして一定の水準がクリアできれば、品川枠というのを高等学校のほうにつくってもらって、小さいときからの良さをずっと継続して伸ばしてもらおうかということは今検討している最中です。

地方自治法の事務処理特例というものがありますけれども、そこら辺を利用して新しい方策が考えられるかなということで模索しています。

池田委員 小・中、また中・高、あるいは幼児教育の重要性を考えますと、4歳児あたりからの教育と、それから子供の心身の発達状況を考えますと10歳というのは一つの節目にあるとか、いろいろな新しい状況における指摘もございますので、これを機会にトータルで考えていくということが大変重要であろうと思います。やはり実務の中で何か新しい

提言をしていただければありがたいと思います。

安西座長 ありがとうございます。

菅原委員、どうぞ。

菅原委員 若月先生の御提案は大変参考になるものでした。御資料の22番のところに、教科担任制を5年生から取り入れていらっしゃいます。これは非常に私ども教員にとりまして負担感や多忙感の軽減、あるいは学力の定着のためにも非常に一つの手がかりと良いと思いますか、ありがたい方法だと強く感じております。

と申しますのは、特に高学年の先生方の英語ですとか理科、算数の準備で非常に忙しい毎日を見ておりますので、そういった意味でも専科で専門的な勉強をそれぞれが教えてくださって、それに集中して準備ができるという意味でも非常にありがたい方法ではないかなと思っております。

安西座長 ありがとうございます。

広井委員、どうぞ。

広井委員 私の方からも説明の補足をさせていただきたいと思います。

資料7の5ページのところで、趣旨としましてはライフサイクルの変化に現在の教育システムや社会保障システムが十分対応し切れていないのではないかという視点でございます。5ページの上のほうはAというふうにしておりますが、もともとの産業化社会以降の姿は子供は義務教育中心で高齢者は年金ということであったわけで、小学校に入る前の児童手当、日本では現在でも非常に手薄なわけでありましてけれども、それがだんだんライフサイクルが変容して高齢期が延長して非常に長くなって、これはそのまま年金制度などに延びていったわけです。

同じように子供期については、前期子供、後期子供というふうに分けておりますけれども、以前から青年期延長というように言われていた部分である後期子供の部分と、今日話題になっております就学前の部分、このあたりの政策が空白といたしますか、不足のままで現在に至っている。

大学などによりまして、いろいろ若者に対する批判的な議論もあるわけですがけれども、実感としてはそういう感じは全くなくて、むしろ社会に貢献したいというような非常に高い志を持った学生がむしろ多くなっているという印象を受けているんですけども、プレゼンでも申しましたように失業率が非常に高くてなかなか非正規でしか雇用がなかったり、このあたりの政策支援というものが非常に不足している。ややここは大づかみな議論でありますけれども、全体として人生の初期段階への公的支援をさらに思い切って強化していくという視点が一つ基本の認識として重要ではないかというふうに思っております。

以上、補足とさせていただいた次第です。

安西座長 ありがとうございます。

小川委員 質問してよろしいですか。せっかく社会保障の専門家の方がいらっしゃるの、教育の支援の在り方をいろいろ考えるときに、少しお聞きしたいことがあります。今

の日本の社会保障制度において生活保護制度は最後の救済の仕組みとなっておりますが、その受給基準は稼働能力がないことが重視されまして、実態としては独居高齢者が圧倒的な割合を占めるようになっており、子育てしながら働いている世代がいろんな原因でもって経済的困窮に陥っても生活保護をなかなか受給できないというのが現状でございます。

では、そういった世帯への生活保護にかわる十分な生活保障の仕組みとか、子育ての支援があるのかということ、先ほどちょっとお話ししました例えば子育てにすると児童扶養手当等々ありますけれども、生活保護受給に準じて結構厳しい所得制限がありますし、また、金額自体もなかなか厳しいものでございます。

国民が経済困窮に陥る原因や家族構成、生活の有様が多様化しているにもかかわらず、生活保護というところにすべて一点集中するような体制というのはそろそろ見直すべきではないか。つまり、生活保護の今の仕組みは、あまりにも目的が多機能化、対象が多様化していて、国民の経済困窮に陥るさまざまなパターンに対応し切れていないんじゃないか。そういうことで、生活保護の目的というものをもっと限定して、例えば子育て世代が困窮に陥ったときに子育てをきちっと対応するような、違った子育て支援の仕組みをつくるか、もう少しそうした経済困窮の理由の多様化、家族構成の多様化などに対応した、もっときめ細かな支援の仕組みというのが必要ではないか。

例えば先ほどの事例ですが、高校段階では義務教育のような就学援助の仕組みがないので、高校で就学援助システムをつくるなど、制度の見直しも含め、その在り方が検討されていいんじゃないかなと思うんですけれども、社会保障の専門家からするとその辺のようにお考えでしょうか。

広井委員 これは非常に大きな課題だと思いますけれども、生活保護自体は高度成長期には一貫して減り続けて、それが近年増加に転じているわけで、特に増加している部分が高齢者の部分と、それからその他の部分ということで若者などです。ただ、小川委員御指摘のように、高齢者などは比較的認められやすいわけですが、それ以外の部分はなかなか認めがたいというのがありまして、十分機能していないのではないかとこの点があると思います。

それに対してどういうふうに対応するかというのでは、大きく言うと2つあるかと思うんですけれども、1つは小川委員がおっしゃられたように、もっとさまざま原因とか年齢などに応じてきめ細かくさまざまな支援制度をつくっていくという方法です。もう一つは、もっと逆に一元化する、ベーシックインカムというような議論もありまして、すべての人に最低の生活保障は一律にして、むしろ簡素化して、しかし確実に保障するというような方法もあって、それはそれぞれ一長一短あるかと思えます。とはいえ一律に画一的にするというのは、やや無理があるかと思えますので、私自身はどちらかということ、今小川委員がおっしゃられたように、この経済構造の変化とか、家族形態が多様化していたり、それからさきほど申しましたようにライフサイクルの在り方がかなり変わってきているという現状を踏まえ、やはり就学前とか就学期、それから若者期、それぞれに応じた新しい支援



の在り方を考えていく方向が重要ではないかと思えます。

安西座長 ありがとうございます。

前田委員、どうぞ。

前田委員 私は地方から出てきておりますから、地方の「教育安心社会」という切り口からお願いといたしますか、各委員、先生方の御意見をお伺いしたいと思っております。

「教育安心社会」を地方においてどう構築するか、これは非常に重要な分野でございます。地方において今子供が少なくなり、閉校や廃校になること自体が地域の活性化にとって一つの大きな問題といたしますか、我々地方行政を預かる者としては非常に寂しいことであります。

なぜそういうことが起きるか。もちろん少子化という面での問題点もあるわけですが、私は地方において「教育安心社会」がまだ十分でないと思っております。地方においてもしっかりした教育が確立できる体制をどうしたら構築できるのかということをしっかり踏まえていかないと、いい人材はどんどん都市に行ってしまう。そうすると、ますます過疎化してしまって地方の活性化は図り得ない状況になります。地方においても教育をしっかりつかさどることができる体制整備について各先生方から議論をしていただくとありがたいです。

また、今までいろいろな面で行財政改革が推進されてまいりました。私たち地方の立場からすると、どちらかという都市を中心とした行財政改革が先行しておったのではないかという思いがしておりました。そういうひずみの中で現在、都市と地方との格差があらゆる分野に出てきております。私は、教育改革においてもそういうひずみが出てこないような形で、地方の「教育安心社会」をどうしたら確立できるかということ先生方に知恵を貸していただきたいと思っております。

私もずっと今まで地方行政の中で、特に人づくりはまちづくりという理念のもとでやってまいりましたが、若者を定住させていくということになれば、知徳体、あるいは食育を踏まえた教育環境を整備する必要があります。それがしっかり確立できていかないと、一定の期間になると都市に出ていってしまうということになって、せっかく子供を産み育てながら、人材は逃げてしまいます。

それともう一つは、特に遠隔地、中山間地域など、低炭素社会に大きく貢献している町村においては、中学か、高校ぐらいから教育面で非常に大きな経済的負担が出てきて、そこに今のような第1次産業が厳しい状態になりますと、なお一層の負担が出てきております。そういう面をケアしないと、そこに住めなくて両親ごと都市に出ていかなければならないという実態があります。

そういうことをどうやったら解消できるか。もちろん、地方自治体としての役割と責任があることも十分承知しておりますけれども、これは社会全体でフォローアップする必要があります。私は地方において、心豊かな人づくりが基本的にはできると思っておりますが、あとは経済的な面と地方活性化というものを含めた中で検討していかないと、な

かなか都市と地方の格差は是正できないと思います。これからは地方において立派な教育がつかさどれる、そういう「教育安心社会」を構築するためにはどのような体制が必要なのか、そういう切り口からも先生方及び各委員の皆さん方に前向きに検討いただけるとありがたいと、これは要望もかねてお願いをしたいと思います。

安西座長 大事な問題だと思います。ありがとうございます。

田村委員、どうぞ

田村委員 ありがとうございます。

子育てにかかわって「教育安心社会」を考える場合に、やはり1つの大きな問題として今出てきているのは幼児教育をしっかりやろうということです。それを前田先生おっしゃっていましたが、いわゆる認定こども園という形で幼稚園と保育園を一緒にしてやるということで、国としても政策を決めてそういう方向で進んできているわけですが、問題点が1つございます。

それはどういうことかということ、地方公共団体が財政難の結果、なるべく保育園をつくらせないという考え方です。条件を整えば預けるという親が多いですから、保育園ができれば預ける子は幾らでも出てくるんですね。そうすると、その子供を預けて両親が働くというような形がだんだん普及してくる。それが日本の社会にとっていいか悪いかと、これはまた別の問題ですけれども、私は0歳児は親が見たほうがいいと思いますけれども、1歳児ぐらいからはある程度面倒見れるような体制をつくることはまずいことじゃないと思うし、きちっと教育的にやれば、日本の社会の「教育安心社会」をつくるためには非常に重要な条件だろうと考えています。

その際、実は保育園を認可するときに財政的な理由でなかなか認可しないという実態があるわけです。ですから、一定の条件を整えば自動的に認可されるという仕組みにすれば、その問題はかなりクリアするんですけれども、それは今だめなんです。その点で一定の条件を整えば自動的に認可するという形に国がお決めになれば、そこは大分進んでいくんじゃないかというふうに思っているものですから、発言をさせていただきました。

安西座長 ありがとうございます。

木場委員、どうぞ。

木場委員 若月委員に少しお話を伺いたいと思うのですが、小中一貫教育の成果として不登校が減ったという説明がありましたが、私ごとですけれども、息子が去年中2のときに、1学級29人のうち3人不登校だったんですね。確率で言うと10%以上という驚くべき数字でした。中学の全国平均というのは3%程度と聞いております。

資料を見ますと、品川区さんは不登校の数が全国平均の半分程度です。これはすごいことだと感心して見ておりました。今日のプレゼンの中で一番印象に残ったのが10歳と11歳でいかに違うかということについてです。この11歳からの教育が、精神的な部分でいかに大切かということが非常に勉強になりました。自分を認められないとか、自分が好きでない、この状態をどう拾っていくかというのが非常に大変重要だと感じました。

同時に、この同じ小学5年生から品川区さんでは、教科専任教師を設けています。不登校の理由は様々だと思いますが、勉強がおもしろくなければ学校に行ってもつまらないというのも一つであるでしょう。何かちょうど勉強の部分でも自信を失いかけたところにタイミングよく教科専任の教師でフォローする。小5がキーワードになっていると感じたのですが、お時間許す限り解説していただければと思います。

若月委員 ありがとうございます。現場の先生方からは、もう20年ぐらい前から、教育長、10歳の壁はありますよというようなことは教員からもしょっちゅう聞かされてました。その10歳の壁が一体具体的に何をあらわすのかはわからなかったんですね。

ところが、現実には今御指摘いただいたように、心理的な面や、あるいは知的好奇心の面や、そういった点で大きく子供たちが飛躍をする、そういう意味での壁がどうもあるらしいということがわかった。それで、それを裏づけるデータをとってみたということですね。

現実に、その10歳の壁をどう乗り越えるかというときに使った手法は、例えば、小学校の教員と中学校の教員が1人の子供に同時にかかわるという手法をとったわけです。それが結局、教科指導では教科担任制という一つの仕組みになっているわけですね。すると、小学校の先生には見せないこと、あるいは親御さんが言わないことを、中学校の教員には言ったり、その逆が起きたりする。そういう現象がいっぱい出てきた。

そんなところから、その子供たちの成長に合わせた指導を少しでもしてあげようというように取り組んできました。その結果が、不登校とかいじめの数の減少につながったんじゃないかなと思います。そんなに自信があるわけではございません。

木場委員 ありがとうございます。

最後に一つだけお願いします。1つ、小中一貫で懸念されるのが、例えば小学校でいじめに遭った子は学校がかわることによって環境が変わっていじめから解放されるところが、小中がつながると、同じような人間関係の中でいじめから逃れられないという弊害はないのですかね。

若月委員 それは、現実には起きないんですね。むしろ、一貫校でもいじめならいじめという現象が起きます。結局、それに対する対応が早くなるんですよ。引きずらなくなりました。

だから、小学校で起きたことは小学校の先生がやっていたけど、そこに中学校の先生方がどんどん入ってきます。そういうところで、要するに子供が減ったということは引きずる件数がかなり減ってきた。だから、やっぱり両者があわせて子供にかかわるとするのは非常に有効ですね。

木場委員 どうもありがとうございました。

安西座長 ありがとうございます。

篠原委員、どうぞ。

篠原委員 池田さんにお尋ねしたいんですが、できるだけ幼稚園くらいから高校くらい

までは、大学まで含めるかどうかは別として、私はできるだけ一貫した流れが好ましいんじゃないかという基本的な認識を持ちつつも、各レベルで学校受験をしていくということで鍛えられていくという側面も無視できません。その辺との兼ね合いをどう考えるか。多分、地方の場合は一貫校ってなかなか難しいですよ。その辺をどうするかということを伺いたい。

それから若月先生にもお尋ねしたい。幼稚園、保育園と小学校との一貫というのを今品川区で検討されているということですが、これは小中一貫とどういうふうに絡まってくるんですか。

それぞれ御見解をお聞きしたいと思います。

安西座長 まず、前田委員にお願いします。私もいわゆる地方では難しい話だと思いますので。

前田委員 幼・保・小・中、地域連携ということでやっておりますが、一貫にはなかなかないですね。一貫というと、同じ校庭の中で全部やらなければならないので私どもは地域連携という形の中で、幼児教育から学校教育にうまくつないでいこうということでやっております。ステップアップする段階でのケアをしっかりとしていけるように、例えば、幼稚園、保育所が小学校に連携をとった中で問題をうまく小学校につなぐ、あるいはまた小学校から中学校にうまくつなぐということをしております。

私はその中で、先ほどもお話がございましたように、今の幼児教育について、今のような社会情勢、労働条件からするとやむを得ない面もあるんですが、本当に朝早くから夜遅くまで、極端な言い方をすると、生後6カ月もするともう保育所に預けなければならないという実態があります。それで本当に親子の愛情のきずなが深まるのかどうか。先ほど先生方がおっしゃったように、まさに私は1歳か、欲を言えば3歳ぐらいまでは親の手元で、しっかりとした真の愛情を親が注ぐような環境というのを作り上げていくべきではないかと思えます。

これはしかし、一自治体ではできませんので、国全体としてそういう制度をつくっていくことが大事ではないでしょうか。結婚して子供をつくり、すぐに働かなければならないというのは、子供はどちらかという犠牲者なのではないかと思えます。泣く子を保育所に置いて自分は仕事に行くという実態を見てきました。

経済的に厳しい人はなおさらそうです。そういう姿を見て、我々保育行政を預かる立場からすると、何とか保育料等を無償化して経済的負担を軽減し、子供と向き合う時間を少しでもとってもらおうということで今展開をしているわけですが、これを国家的なプロジェクトとして解決ができないかと思っております。

池田委員 篠原さんからもお話がございましたが、私が感じておりますのは、総論になりますけれども、地域再生や少子化対策、あるいは男女共同参画という大きなテーマがございますから、それらの対策のキーとなるのは全部教育なんです。幼児教育を含めての保育園の問題や保育ママの制度の充実、あるいは無償化など全部教育に絡んでおります。今

申しました3つのテーマへの対策でも、やはり教育が柱になる。

そうであれば、個々の切り口だけではなく、教育という切り口からあるべき姿を模索していただきたい。そのためには、やはり幼児教育は無償化していただくべきではなかろうか。幼稚園と小学校の、これはいろいろ御議論もあろうかと思いますが、10歳が一つの大きな変わり目であるとするならば、幼稚園2年と10歳までの小学校4年までをくっつけるとか、そしてその上、5年、6年を中学校のほうにくっつけるとか、小中一貫、中高一貫ということよりも、戦後から今日まで続く6 - 3 - 3 - 4制そのものを見直すべき時期に来ているのではなかろうか。いろいろなケースをシミュレーションしながら考えていただきたい、できれば提言をさせていただきたい、そんな思いでお話をさせていただいております。

若月委員 まず最初に、一貫教育なんですけど、地方ではなかなかできないということなんですけれども、私たちの定義では、何も建物全部が一緒じゃなきゃ一貫だと言えないというものではない。要するに問題はカリキュラムなんです。カリキュラムの連続性が担保されていれば、仮に施設が離れていても継続した連続した教育ができるという考え方で、品川もそんなに施設一体のものなんかつくれるわけじゃないですから。分離型でも一貫教育はできるという考え方があります。

それから幼保と小の御質問なんですけれども、結論から言いますと、まず現場の小学校の教員から特に最近聞くのは、基本的な生活習慣だとか決まりというのは、小学校からではもう遅いというのが教員の声なんです。もっと前からやってほしいということから、幼保を視野に入れなきゃいけないんだなと思いました。

その次に、品川区の場合だけなんですけれども、幼稚園から小学校に入る子供と保育園から小学校に来る子供を見たときに、13%と87%の違いで圧倒的に保育園なんです。そうすると、認定こども園じゃないんですけれども、保育園にどうやって教育機能を持たせるかという発想になったわけです。

保育園は児童福祉施設なんですけれども、教育的なものを付与するとなれば、どうしても小学校との兼ね合いを考えなければならぬだろうということで、幼・保・小という一つの施策が出てきたということで、幼稚園はそれなりの教育機能を私立も公立もかなり持っているんですけれども、やはり保育園はそういう点ではかなり実態が違う。そこに教育的なものを付与しようというところで、今回の発想が出てきたということです。

篠原委員 一貫校という考え方と一貫教育という考え方は分けたほうがいいのかもかもしれませんね。

若月委員 そうかもしれませんね。

安西座長 これまでのテーマでも結構ですので、他に何かございますでしょうか。

それでは、塩谷大臣にお願いします。

塩谷文部科学大臣 大変多岐にわたった議論になっておりますが、「教育安心社会」は当然、これから目指していくものであります。社会情勢などが相当変化しておりますので、

特に経済が厳しい中で、この点についてどう考えるか。

教育費の問題についてはよく公財政支出の比較等で、我が国がOECD諸国の中で一番低いということを言われており、新しい在り方を模索すべきだと私は思っています。

特に地方の格差も含めて、どこまで国が負担するのか。幼児教育の無償化は税制改革と併せてやろうということになっております具体的なテーマでございます。

また、高校をどうするか。約98%が高校に進学していますから、ある程度、高校の修学支援をしっかりと確立していく必要がある。高等教育の部分で大学の公私の格差が大きくなっております。こういった点について、いろいろなデータから議論をし始めております。

安心して誰もが、ということをして、しっかりとやらなければいけません。財政的なこともあります、どこで線を引くか。

また、小・中・高・大と幼稚園も含め、接続の問題が非常に大きな課題になっており、幼・小、小・中、中・高、高・大、一貫校とか具体的ないろんな形が出ています。

若月先生の小5の10歳というのは一つのポイントになると思っております。5 4制が良いと言われる人もいますし、他の意見の人もいます。ずっと6 3 3制で来ていますけれども、接続について一度点検する。就学前教育は当然大事でありまして、無償化も考えていますので、つながりや流れを考えて、小・中も、中・高もあっても良い。ただし、どこに通っても次の学校段階に行ける仕組みが大事です。

特に、高・大については、大学の質の問題から考えると、高校の在り方が問題でございまして、目標を明確にしていく必要があると思っております。

教育全体の流れをどうするかということと格差とを併せて考えていくことが必要です。是非様々な試みを含め、大きな教育の新しい流れをつくれたらと思っております。

安西座長 ありがとうございます。

議論の整理は事務局でしてくれればいいと思っておりますから、脈絡なくても結構です。今、大臣の言われたことは非常に大きなことだと思いますので、そこへまとまっていくといいなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

私も言いたいことはいっぱいあるんですけども、我慢しております。

塩谷文部科学大臣 一言ぐらい言いたいことを言われたらいかがでしょうか。

安西座長 一貫の問題にしても、施設一体じゃない形でもそのとおりなんですけれども、多分小・中あるいは幼・保、それから小学校4年というのは今のようサイコロジカルな問題だけではありません。

例えば外国で英語ネイティブで育った日本の子が日本に戻ってきて、その英語を忘れるかどうかというのは大体3年生、4年生の頃のことなので、これはやっぱりむしろ脳の発達にも関係しているんじゃないかと思っておりますので、そういう方の御意見を聞くのもいいんじゃないかなと。言語心理学とかそういうこともあると思っております。

もういっぱいそういうことがあります。ただ、一貫でやっていくと、どこへ行ったって、小中一貫でやれば中学を出るときに高校接続のことが必ず問題になりますし、中高一貫の

ときは大学接続が問題になりますから、それでいくと多分下からやっていくと必ず大学入試のところの問題になって、結局、日本の家庭教育から大学院まで、全部貫いて考えなきゃいけないに決まっていると思います。

ただ、全部は一挙にはできないので、今の若月さんの流れから言うと小さい子のほうから行っているんで、それが多分正しいことは正しいんじゃないかなと思いますね。教育はどこかスイッチ変えるだけで解決できないので、いろいろなところをどうしてもやらなきゃならないと思います。それで大臣の言われることは、大きな流れをつくるということは本当にそのとおりだなと思いました。

前田委員、どうぞ。

前田委員 私は人間の最初のスタートである幼児教育が一番大事だと思います。また、先ほど若月先生もおっしゃっていたように、家庭でのしつけも重要であります。

私どもは町において小中でもっと学力向上にしっかり取り組んでほしいということで先生方に話をしますと、しつけからしなければならず、労力が大変だと言われます。一生懸命先生がやればやるほど、子供に厳しいことを言うと親が出てきます。こういう中で、知徳体と言われてはいますが、そこまで行く前段からやっていかなければならないという悩みがどうしてもはね返ってくるという現状です。

持論ですが、家庭のしつけ、家庭教育をしっかり踏まえた「教育安心社会」をつくっていかないと、学校教育と社会教育がうまくリンクしていかなくなってしまうと思います。

幼児の段階、産み育てる段階は、ある程度社会全体で責任を負う必要があります。これは国だけに依存しますと国も財政的に大変ですから、提案申し上げたように、介護保険制度のような形で、子供が生まれてきたら、それを社会全体で財政的な負担をして、少なくとも3歳ぐらいまでは親が面倒を見られるような体制整備を思い切ってやらなければいけないと思っております。今の親世代は高度経済成長時代に育っているため、親と一緒に教育して、そこら辺の一体感を持たないと、なかなか幼児教育、家庭のしつけという段階までは入っていけないと思います。

そのことが非常に大事だという思いの中で、私は必ず保育士に、親代わりだから親と一緒にしっかりした家庭教育をつかさどるように、そのイニシアチブをとるべきだということを盛んに言っているわけです。そのところを国家的なコンセンサスを得た中でそういう方向がとれないものかなというのが一貫した思いです。

安西座長 個人的には私もそう思いますし、先ほどから小川委員あるいは広井委員の言われている生活保護等々の問題とも密接に関係すると思います。

篠原委員、どうぞ。

篠原委員 家庭教育が中心であることはおっしゃったとおり。問題はどやったらそれがうまくいくかということですが、再生会議の頃からそういう議論はずっと続いているわけです。

少子化の問題とも絡むんですが、やや議論が欠落しているなど前から思っていることに、

専業主婦という人たちの役割の問題があります。これをもう少し私は取り上げるべきではないかなと思っております。専業主婦は最も子供と家庭で向き合う時間の長い人たちですから、もっとエンカレッジするべきです。

いろんな調査を見ると育児ノイローゼが一番高いのは、働いている人より、むしろ専業主婦なんです。さっき言ったしつけ教育の問題も、親御さん自体を問題視する議論も前からありますが、それはそれとして、その辺をうまくカバーしていくような施策をやっていけば、かなり違うんじゃないでしょうか。

私は専業主婦というもののとらえ方というのを、少子化対策と幼児教育の両方の観点からもう一遍きちんと位置づけていく必要があると考えています。それに対してそれなりのインセンティブというか、奨励するような何か施策が必要なんじゃないかなという感じがいたします。

安西座長 男女共同参画等の流れの中で、専業主婦が前面に出ること自体が割と抑制されている感じがあるというふうに私も思えますね。

木場委員 自然体験についてですが、御説明の中に、私も前々から興味を持っておりました子ども農山漁村交流プロジェクトが平成20年度に53地域でなされたということで、まだ年度が終わったばかりなので、成果、報告というのは難しいと思うのですが、これを通して子供たちにどのような変化があったか、あるいは課題があったか。そういったことの報告を事務局の方には近いうちにお願いしたいと思います。

安西座長 井口委員、どうぞ。

井口委員 家庭教育の話、それから幼児教育の話、非常に重要なテーマだということをも十分認識させていただきました。

今、企業がやっていますのはワークライフバランスをきちんとしましょうということで、家庭で子供と接する時間を増やそう、あるいは休日に会社に出て子供と接する時間を奪ってしまうようなことは企業はやめましょうということを進めております。具体的には、経営と労働組合がいろいろ話し合いをするというような形でやっている会社さんが多いと思っております。

そういう前提の中で、ワークライフバランスについて教育をする側の立場からご覧になって、企業に対してどういうことが重要であるか、また今やっているどういうことが意味がないことかというようなことがあればそれを後日明らかにしていただければと、今の家庭教育の問題についての一つの参考となる課題が明確になると思います。

安西座長 どうも私も、やはり企業社会というのは、日本でかなり大きな範囲を占めておりますが、そこと教育の場との関係がなかなか議論にのらないんですね。データも余りないというのはちょっと気にはなっております。

広井委員、どうぞ。

広井委員 もう既にこの会議で話題になってきたことかもしれないですが、先ほど小5から変わるという話の関連で思ったこととしまして、やや一般的な言い方になってしまう



んですけれども、公共性というものをどういうふうにとらえるかというのが日本社会で今非常に課題になっていると思っています。

5年生あたりからネガティブになるという、この辺は子供だけの問題というよりは日本社会全体の今の在り方をそのまま反映しているようなことではないかと思います。つまり、集団が閉じてしまって、それを越えたつながりが失われているとか、そういう公共性が非常に欠落しているというのが社会全体に言えると思います。また、それは教育の公共性とは何かという話ともつながってくると思います。何かそこら辺が一つ原理といいますか、重要な課題になっているのではないかというふうに感じました。

安西座長 ありがとうございます。

よろしければ、最後に大臣に締めさせていただきます。

塩谷文部科学大臣 前田委員がおっしゃった家庭が大事ということについてですが、教育について話をすると必ずそこへ行き着きつきます。教育再生会議でも親学が話に挙がったが、逆にかなり叩かれた部分もありました。ただ、何らかの形でやらないと解決しないという気がしております。

3歳までというのは一考の価値があるのではないか。介護保険的な支援という話がありましたけども、是非考える必要があります。

先生方がなかなか学力を伸ばすことに集中できないこともそういう大きな根があって、親を教育しなきゃダメだと言い、先ほどの自然体験の話もあります。原点を解決しないとなかなか先が厳しいかなという感じがしています。

高等教育については安西座長から御発言がありました。大学入試をどうするか。特に、これから少子化で学生が減少してきます。全入時代で、かつ、質を保っていくことを大学としては考えていく必要があります。

少子化と、いわゆる子育てから教育全般の流れを考えると、最初と最後がポイントかなと思っておりまして、是非そのような観点からも検討をお願いしたい。

安西座長 ありがとうございます。それではよろしゅうございますか。

今日はいただいた御意見をもろろ踏まえまして、第四次報告を出していくこととなりますので、そこへ向けて御意見を集約していければと思っております。

今後の日程につきまして、事務局からお願いしたいと思っております。

吉田室長 本日は、長時間にわたりましてありがとうございました。

次回懇談会は、残されました「創造性に富んだ科学技術人材の育成」と「教育のグローバル戦略」を中心に御議論いただきたいと考えております。

日程につきましては、改めて御連絡を差し上げたいと思っております。

以上でございます。ありがとうございました。

安西座長 それでは、閉会とさせていただきます。

お忙しいところありがとうございました。

- 了 -